

託送供給等約款

2025年4月1日実施



北陸電力送配電株式会社

20241129 資第 20 号

認可

2025年1月31日

託送供給等約款

目 次

I	総 則	1
1	適用	1
2	託送供給等約款の届出および変更	2
3	定義	2
4	代表契約者の選任	7
5	託送供給等に係る取扱い	8
6	単位および端数処理	8
7	実施細目	9
II	契約の申込み	10
8	契約の要件	10
9	検討および契約の申込み	14
10	契約の成立および契約期間	23
11	託送供給等の開始	24
12	供給準備その他必要な手続きのための協力	24
13	電気方式、電圧および周波数	24
14	発電場所および需要場所	26
15	供給および契約の単位	28
16	承諾の限界	32
17	契約書の作成	32
III	料 金	33
18	料金	33
19	接続送電サービス	34
20	臨時接続送電サービス	62
21	予備送電サービス	71
22	系統連系受電サービス	73
23	発電量調整受電計画差対応電力	78
24	接続対象計画差対応電力	79
25	需要抑制量調整受電計画差対応電力	80
26	給電指令時補給電力	81

IV 料金の算定および支払い	83
2 7 料金の適用開始の時期	83
2 8 検針日	83
2 9 料金の算定期間	84
3 0 計量	85
3 1 電力および電力量の算定	86
3 2 損失率	106
3 3 料金の算定	106
3 4 支払義務の発生および支払期日	110
3 5 料金その他の支払方法	112
3 6 保証金	115
3 7 連帶責任	117
V 供 給	118
3 8 託送供給等の実施	118
3 9 受電および供給の中止	121
4 0 給電指令の実施等	121
4 1 適正契約の保持等	124
4 2 契約超過金	125
4 3 力率の保持	128
4 4 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	129
4 5 託送供給等にともなう協力	129
4 6 託送供給等の停止	130
4 7 託送供給等の停止の解除	131
4 8 託送供給等の停止期間中の料金	132
4 9 違約金	132
5 0 損害賠償の免責	132
5 1 設備の賠償	133
VI 契約の変更および終了	134
5 2 契約の変更	134
5 3 名義の変更	137
5 4 契約の廃止	137
5 5 供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	139
5 6 解約等	144

5 7	契約消滅後の債権債務関係	146
VII 受電方法および供給方法ならびに工事		147
5 8	受電地点、供給地点および施設	147
5 9	架空引込線	148
6 0	地中引込線	149
6 1	連接引込線等	151
6 2	中高層集合住宅等における受電方法および供給方法	151
6 3	引込線の接続	152
6 4	計量器等の取付け	152
6 5	電流制限器等の取付け	153
6 6	通信設備等の施設	153
6 7	専用供給設備	154
VIII 工事費の負担		156
6 8	受電地点への供給設備の工事費負担金	156
6 9	受電用計量器等の工事費負担金	160
7 0	会社間連系設備の工事費負担金	160
7 1	供給地点への供給設備の工事費負担金	161
7 2	工事費負担金の申受けおよび精算	169
7 3	臨時工事費	171
7 4	供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等 の費用の申受け	172
7 5	工事費等に関する契約書の作成	173
IX 保 安		174
7 6	保安の責任	174
7 7	調査	174
7 8	調査等の委託	174
7 9	調査に対する需要者の協力	174
8 0	保安等に対する発電者および需要者の協力	175
8 1	検査または工事の受託	175
8 2	自家用電気工作物	176

附	則	177
別	表	233
別冊	系統連系技術要件	279

別 冊 系統連系技術要件

目 次

第 1 章 総 則	279
1 目的	279
2 適用の範囲	279
3 協議	279
第 2 章 発電設備等の連系に必要な技術要件（低圧）	280
1 電気方式	280
2 運転可能周波数・並列時許容周波数	280
3 力率	281
4 高調波	281
5 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	281
6 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	282
7 不要解列の防止	282
8 保護装置の設置場所	285
9 保護リレーの設置相数	285
10 保護装置の設置	286
11 解列箇所	287
12 発電機運転制御装置の付加	287
13 接地方式	287
14 直流流出防止変圧器の設置	288
15 電圧変動	288
16 短絡容量	290
17 過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置	290
18 発電設備等の種類	290
19 発電機諸元	291
20 サイバーセキュリティ対策	291
第 3 章 需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）	293
1 電気方式	293
2 力率	293
3 高調波	293

4	保護装置の設置	293
第 4 章	発電設備等の連系に必要な技術要件（高圧）	294
1	電気方式	294
2	運転可能周波数・並列時許容周波数	294
3	力率	294
4	高調波	295
5	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	295
6	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	295
7	不要解列の防止	296
8	保護装置の設置場所	298
9	保護リレーの設置相数	298
10	保護装置の設置	299
11	解列箇所	300
12	自動負荷制限	301
13	線路無電圧確認装置の設置	301
14	発電機運転制御装置の付加	301
15	接地方式	302
16	直流流出防止変圧器の設置	302
17	電圧変動	302
18	短絡容量	305
19	発電機定数・諸元	305
20	昇圧用変圧器	307
21	連絡体制	307
22	バンク逆潮流の制限	308
23	サイバーセキュリティ対策	308
第 5 章	需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）	310
1	電気方式	310
2	力率	310
3	高調波	310
4	保護協調	311
5	電圧変動	311
6	サイバーセキュリティ対策	312
第 6 章	発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）	313

1	電気方式	313
2	運転可能周波数・並列時許容周波数	313
3	力率	313
4	高調波	314
5	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	314
6	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	315
7	不要解列の防止	315
8	保護装置の設置	317
9	再閉路方式	320
1 0	保護装置の設置場所	320
1 1	解列箇所	320
1 2	保護リレーの設置相数	321
1 3	自動負荷制限・発電抑制	321
1 4	線路無電圧確認装置の設置	322
1 5	発電機運転制御装置の付加	322
1 6	中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施	327
1 7	直流流出防止変圧器の設置	327
1 8	電圧変動	327
1 9	出力変動対策	328
2 0	短路・地絡電流対策	330
2 1	発電機定数・諸元	330
2 2	昇圧用変圧器	334
2 3	連絡体制	334
2 4	電気現象記録装置	336
2 5	サイバーセキュリティ対策	336
第7章 需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）		337
1	電気方式	337
2	力率	337
3	高調波	337
4	保護協調	339
5	保護装置の設置	339
6	保護装置の設置場所	339
7	しや断箇所	339
8	保護リレーの設置相数	339
9	電圧変動・電圧フリッカ・電圧不平衡	340

1 0	連絡体制	340
1 1	サイバーセキュリティ対策	341

I 総 則

1 適用

当社が、小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号口にもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款において託送供給および電力量調整供給とは、次のものをいいます。

(1) 託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ 接続供給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（富山県、石川県、福井県〔一部を除きます。〕および岐阜県の一部をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ 振替供給

当社が契約者から小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ 発電量調整供給

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量

の電気を供給することをいいます。

□ 需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から、特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で、電気事業法施行規則第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、需要抑制契約者に、需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2 記載事項の認可および変更

- (1) この約款は、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。

3 定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電者

小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

(5) 需要者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手

方となる者をいいます。

(6) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(7) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(8) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受電地点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点、発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供給地点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需要場所

需要者が契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをおいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23) 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(24) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で、受電地点において、当社が必要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(29) 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において、当社が必要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に

係る電気の電力量をいいます。

(30) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(33) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）であって、接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(36) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(37) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で、契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては、同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

(38) 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で、発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

(39) 最大連系電力等

受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気

の電力の最大値をいいます。

(40) 最大需要電力等

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(41) 発電バランスシンググループ

31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(42) 需要バランスシンググループ

31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(43) 需要抑制バランスシンググループ

31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(44) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(45) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(46) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(47) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(48) 契約主開閉器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(49) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(50) 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(51) 給電指令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。

(52) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(53) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(54) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(55) 離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、当該接続供給契約においては1需要バランスシンググループを設定するものとし、この約款に係る当社

との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を代表契約者として、あらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。

5 記載供給等に係る取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については、託送供給、電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、接続供給電力、接続対象電力、接続対象計画電力、需要抑制量調整受電電力、需要抑制量調整受電計画電力、契約電力、契約受電電力、同時最大受電電力、最大連系電力等、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
 - イ 低圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イまたは20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
 - ロ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。

- (4) 発電量調整受電電力量, 発電量調整受電計画電力量, 接続受電電力量, 接続供給電力量, 接続対象電力量, 接続対象計画電力量, 需要抑制量調整受電電力量, 需要抑制量調整受電計画電力量, ベースライン, 発電量調整受電計画差対応補給電力量, 発電量調整受電計画差対応余剰電力量, 接続対象計画差対応補給電力量, 接続対象計画差対応余剰電力量, 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量, 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量, 給電指令時補給電力量および他の電気の電力量の単位は, 1キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし, 低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は, 最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は, 1パーセントとし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は, 1円とし, その端数は, 切り捨てます。

7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は, そのつど契約者, 発電契約者, 発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお, 当社は, 必要に応じて, 需要者と別途協議を行なうことがあります。

II 契約の申込み

8 契約の要件

- (1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
- イ 小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。
- ロ 接続供給の場合、契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。
- ハ 振替供給の場合、契約者が営む小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。
- ニ 需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適當と認められる方法によって連系すること。
- ホ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- ヘ 契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。
- チ 契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾

をすること。

リ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

(イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ 契約者が、1需要場所において、分割供給（複数の小売電気事業者が、1需要場所において、1引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第2条第1項第1号に定める小売供給をいいます。ただし、一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

(イ) 当該需要場所が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

(ロ) 当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は、2契約者に限ること。

(ハ) 双方の契約者および需要者が、当該需要場所において、当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

(ニ) 双方の契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適當と認められる方法によって連系すること。

ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ 発電契約者が当社を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ 発電契約者が、原則として、18（料金）(3)に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金を、34（支払義務の発生および支払期日）(4)に定める期日までの間、当社に代わり、発電者から受領し、当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト 発電契約者が、35（料金その他の支払方法）(3)ロの場合を除き、18（料金）(3)に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ 発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合、発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ 当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、発電契約者が、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし、当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については、ホ、ヘ、ト、チおよびリの要件を除きます。

なお、当社は、発電契約者に対して、系統連系受電契約の締結または変更について、当社を代理する権利を付与いたします。

(3) 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

- ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。
 - ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適當と認められる方法によって連系すること。
- ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- ホ 発電者が、原則として、18（料金）(3)に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。
- ヘ 発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。
- ただし、発電契約者と同一の者である発電者については、イおよびホの要件を除きます。
- (4) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
- イ 需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも該当すること。
- (イ) 需要者に対して、次のaおよびbの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができる。
 - a 需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）
 - b 需要抑制の実施頻度および時期
 - (ロ) (イ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。
 - (ハ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができる。
 - (ニ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - (ホ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との

間で適切な契約がなされていること。

- ロ 需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
- ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
- ニ 需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が30（計量）(3)に該当しないこと。
- ホ 需要抑制契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- ヘ 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、需要抑制契約者は、15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)または(ロ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、他の方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合、発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合、発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込み、発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにしていただき、21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）
- c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- d 接続受電電力の最大値および最小値
- e 接続供給の開始希望日

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- c 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
- d 当社が振替供給する電気の供給地点
- e 振替供給の開始希望日

(ハ) 発電量調整供給の場合

- a 発電契約者の名称
- b 発電者の名称、発電場所および受電地点

- c 発電設備等の発電・放電方式、発電・放電出力および系統安定上必要な仕様
 - d 発電量調整受電電力の最大値および最小値
 - e 受電地点における受電電圧
 - f 発電場所における負荷設備および受電設備
 - g 発電量調整供給の開始希望日
- ハ 檢討期間および検討料
- (イ) 当社は、受電側接続検討の申込みをいただいた後、原則として3月以内に、検討結果を契約者にお知らせいたします。
 - (ロ) 当社は、1受電地点1検討につき22万円を検討料として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし、次の場合には、検討料を申し受けません。
 - a 検討を要しない場合
 - b 受電側接続検討の回答後、他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等、受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で、かつ、検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接続検討のとき
- (2) 供給側接続事前検討の申込み
- イ 当社は、契約者が希望される場合に、契約者に小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。
 - ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また、分割接続供給を希望される場合は、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、申込みをしていただきます。
 - (イ) 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
 - (ロ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は、1需要場所において使用で

きる最大電力〔キロワット〕といたします。), 契約電流または契約容量

(ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ニ) 負荷設備または主開閉器

(ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ 負荷設備, 契約電力, 契約電流または契約容量については, 1年間を通じての最大の負荷を基準として, 契約者から申し出ていただきます。この場合, 1年間を通じての最大の負荷を確認するため, 必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

二 当社は, 供給側接続事前検討の申込みをいただいた後, 原則として2週間以内に, 検討結果を契約者にお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ 当社は, 需要抑制契約者が希望される場合に, 特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり, 工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 需要抑制契約者は, 次の事項を明らかにして, 当社所定の様式により, 需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合, 需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要抑制契約者の名称

(ロ) 需要者の名称, 需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ 当社は, 需要抑制量調整供給事前検討の申込みをいただいた後, 原則として2週間以内に, 検討結果をお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は, (1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を, 発電契約者は,

(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を, 需要抑制契約者は, ニの事項を明らかにして, 当社所定の様式により, 接続供給契約, 振替供給契約, 発電量調整供給契約, 系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合, 8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によりま

す。), 8 (契約の要件) (2) ホに定める要件を満たすことを証明する文書および8 (契約の要件) (2) ヌに定める発電者の承諾書（当社所定の様式によります。）または8 (契約の要件) (4) ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において、発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは、当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、8 (契約の要件) (1) リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また、発電量調整供給契約を希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下、「系統連系保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは、系統連系保証金をお支払いいただき、かつ、電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ、(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」といいます。）第13条第2項第10号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」といいます。）を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、8 (契約の要件) (4) イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただ

きます。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称, 用途, 需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備, 主開閉器, 受電設備および発電設備等
- (ニ) 契約電力（分割接続供給を希望される場合は, 申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。), 契約電流または契約容量
- (ホ) 契約受電電力
- (エ) 希望される接続送電サービス, 臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は, 申込みをされる契約者に係る接続送電サービス, 臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）
- (ト) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は, その契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は, 申込みをされる契約者に係る契約使用期間といたします。）
- (チ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (リ) 電気の調達先となる契約者, 発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (ヌ) 電気の販売先となる契約者, 発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ル) 連絡体制
- (ヲ) 分割接続供給を希望される場合, 次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ, 申込みをしていただきます。）
 - a 15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態
 - b 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合, それぞれの契約者への分割接続供給の形態
 - c 15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合, 契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者
 - d 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場

合、それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」とい
います。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e 分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する、1供給地点につき、
1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接
続送電サービスの種別

f 臨時接続送電サービスを希望される場合は、分割接続供給に係る料金そ
の他の調整に使用する、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適
用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービス
の種別

g 予備送電サービスを希望される場合は、分割接続供給に係る料金その他の
調整に使用する、1供給地点につき、1予備送電サービスを適用したと
きの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお、負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、1年間を通
じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、
1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希
望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていた
だきます。

□ 振替供給の場合

(イ) 連絡体制

(ロ) 当社が小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への
電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る
当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容ま
たは申込内容

ハ 発電量調整供給の場合

(イ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地
点特定番号

(ロ) 契約受電電力および同時最大受電電力

(ハ) 発電量調整受電計画電力

(ニ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称およ
び調達量の計画値

(ホ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称およ
び販売量の計画値

(八) 連絡体制

ニ 需要抑制量調整供給の場合

- (イ) 需要抑制契約者の名称
 - (ロ) 需要抑制量調整受電計画電力
 - (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する、需要抑制の予定電力量（1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは、需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といいたします。）の最小値
 - (ニ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
 - (ホ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
 - (エ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
 - (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ
 - (チ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
 - (リ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
 - (ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日
 - (ル) 連絡体制
- なお、需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといいたします。
- (5) 当社は、接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、当日等の利用分および翌日等の利用分に限り、(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に

関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

(6) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

(7) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

- (1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、系統連系受電契約は、系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 接続供給の場合
- (イ) 契約期間は、20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (ハ) 20（臨時接続送電サービス）の契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
- ロ 発電量調整供給の場合
- (イ) 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (ロ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は、発電量調整供給契約または系統連系受電契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (ハ) 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。
- ハ 振替供給または需要抑制量調整供給の場合
- 契約期間は、振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から、契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき、契約者または需要抑制契約

者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

11 託送供給等の開始

- (1) 当社は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ、託送供給または電力量調整供給の開始日を改めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者は、当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13 電気方式、電圧および周波数

- (1) 受電電気方式は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相2線式、交流単相3線式 または交流3相3線式
	高圧または特別高圧	交流3相3線式

- (2) 供給電気方式は、供給電圧および接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ(料金)の各項に定めるところによります。
- (3) 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、原則として、受電地点(1建物内の2以上の発電場所から共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいま

す。]による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は、発電場所ごとに異なる地点とみなします。)における契約受電電力(発電場所における発電設備等、受電設備および負荷設備等を基準として、発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。)に応じて、次のとおりといたします。

契約受電電力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルト または 200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト または 30,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト または 70,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

(4) 供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ(料金)の各項に定めるところによります。

ただし、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合(契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。)は、別表1(契約設備電力の算定)により定めた供給地点(1建物内の2以上の需要場所に共同引込線による1引込みで電気を供給する場合の供給地点は、需要場所ごとに異なる地点とみなします。)における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルト または 200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧 6,000ボルト

なお、1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合、契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低压での電気の供給が適當と認めたと

きは、契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(5) 受電電圧については発電者に、供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で、受電または供給することができます。

(6) 周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

14 発電場所および需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1発電場所または1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する

こと。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 発電場所または 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を 1 発電場所または 1 需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地 ((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

(4) (1)に定める 1 構内、(1)イに定める 1 建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所(以下「原需要場所等」といいます。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)の契約者または発電契約者からの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。)の発電者または需要者の承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、44(発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等の発電者または

- 需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、44（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ホ 特例区域等を1発電場所または1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15 供給および契約の単位

- (1) 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない、1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。
- イ 1需要場所につき、(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の1臨時接続送電サービス((イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は、2臨時接続送電サービスといいたします。)とこれ以外の1接続送電サービス(ロまたはへの場合は、2接続送電サービスといいたします。)とをあわせて契約する場合
- (イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの
　　1臨時接続送電サービス
- (ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの
　　1臨時接続送電サービス
- (ハ) 高圧臨時接続送電サービス
- (ニ) 特別高圧臨時接続送電サービス
- ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、
　　次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合

- (イ) 電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの 1 接続送電サービス
- (ロ) 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの 1 接続送電サービス
- ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合
- ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合
- ホ 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、契約者または発電契約者からの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適當と認めたとき。
- ヘ (2) イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合
- ト その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
- (2) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について、1 接続供給契約を結び、
1 需要バランスシンググループを設定いたします。この場合、それぞれの需要場所は原則として 1 接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則として、1 契約者に対して 1 接続供給契約を結びます。
- なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する 2 以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を 1 供給地点とみなすことがあります。
- また、当社は、分割接続供給の場合、1 需要場所につき、2 契約者にそれぞれ 1 接続供給契約を適用し、原則として 2 接続送電サービスまたは 2 臨時接続送電サービスを適用のうえ、1 電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。
- イ 当社が、1 需要場所において、あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態
- なお、非需要追随供給者への分割接続供給は、次のいずれかの方法で行ないます。
- (イ) 当社が、通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

- (ロ) 当社が、すべての時間帯において、一定の電力量（原則として、19〔接続送電サービス〕(2)イ(ヘ)a、又または20〔臨時接続送電サービス〕(2)ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を2で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法
- 口 当社が、1需要場所において、供給時間帯ごとに、それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態
- (3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について、1振替供給契約を結びます。
- (4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて、1発電量調整供給契約を結びます。また、当社は、当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き、原則として、あらかじめ定めた発電場所について、1系統連系受電契約を結びます。
- なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は、原則として1発電バランシンググループに属するものといたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。
- また、再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし、特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、次のとおりといたします。

- イ 附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で、インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。
- ロ 附則 4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。
- ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合、当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は、1発電量調整供給契約に属するものといたします。
- (5) 需要抑制量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた需要場所（ただし、需要場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また、分割接続供給の場合は、当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて、1需要抑制量調整供給契約を結びます。
- なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は、1需要抑制バランシンググループに属するものといたします。
- また、需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複

数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランスシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランスシンググループに属することはできないものといたします。

16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕）といいます。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることができます。この場合は、その理由を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との間で、原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に、託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について、契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

III 料 金

18 料金

料金は、次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ 契約者に係る料金は、口によって算定された日程等別料金、24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ 日程等別料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし、分割接続供給の場合は、33（料金の算定）(12), (13)または(14)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち、(イ), (ロ), (ハ), (ニ), (ホ), (ヘ)または(ト)に定める日が同一となるもの（この場合、当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(イ) 檢針日

(ロ) 電灯定額接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合、その供給地点の属する検針区域の検針日

(ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合、応当日

(ニ) 28（検針日）(5)の場合、実際に検針を行なった日

(ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）

(ヘ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合、電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

(ト) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、いずれかの契約者に係る

接続供給契約が消滅した場合、消滅日（特別の事情があり、その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 発電者に係る料金

イ 発電者に係る料金は、□によって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ 系統連系受電サービス料金は、22（系統連系受電サービス）によって、(イ), (ロ), (ハ)または(ニ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(イ) 檢針日

(ロ) 28（検針日）(5)の場合、実際に検針を行なった日

(ハ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）

(ニ) 31（電力および電力量の算定）(31)の場合、電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし、その1月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

(4) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は、25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19 接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は、次によつて供給地点ごとに定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて、33(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といいたします。）が500キロワット未満となるとき。

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といいたします。

a 新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といいたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b 需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といいたします。

c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなるときは、減少された日を含む1月の

減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいづれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といいます。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といいます。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいづれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といいます。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ロ) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(イ)にかかわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a 接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいづれかとし、契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は、接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別

表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ニ) (イ)の適用後1年に満たない場合は、(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また、(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たない場合は、(イ)を適用いたしません。

(ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。）、負荷設備または受電設備を変更される場合は、52（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

(ヘ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は、次のとおりといたします。

a 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、双方の契約者と当社との協議によって定め、需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、31（電力および電力量の算定）(19)ロ(イ)または(ロ)で定める最大需要電力等を用いて、イ(イ)に準じて定めます。

b 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は、31（電力および電力量の算定）(19)ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて、イ(イ)に準じて定めます。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給す

る場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを使用される場合等で、適當と認められるときは、使用開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることができます。この場合には、電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

また、分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は、それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力を口によってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。

ニ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

なお、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるとときは、52（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

また、分割接続供給の場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは、原則として、次のとおりといたします。

(イ) 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合、需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、需要者の発電設備の容量を基準として、需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ロ) 15 (供給および契約の単位) (2) ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、双方の契約者へ行なうものといたします。この場合、双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、需要者の発電設備の容量を基準として、それぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、同じ値といたします。）を加えたものといたします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて、33(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 電灯料金

i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	35円04銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	70円07銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	140円14銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	210円20銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	350円34銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	350円34銭

ii ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容

量]によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの1機器につき	104円64銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	209円29銭
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき	209円29銭
100 ボルトアンペアまでごとに	209円29銭

e その他

特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、(¶) a (c), (¶) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することができます。

(¶) 電灯標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(2)イ(¶)bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合

計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額をえたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	242円00銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき

192円50銭

ただし、(2)イ(ロ)aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	96円25銭
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	288円75銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	6円83銭
------------	-------

(八) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ)aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバ

ーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	242円00銭
------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	192円50銭
----------------------------	---------

ただし、(2)イ(ロ)aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5アンペア	96円25銭
接続送電サービス契約電流 15アンペア	288円75銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	7円16銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	6円45銭
------------	-------

(ニ) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	10 円 80 銭
-------------	-----------

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 接続送電サービス契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が原則として 50 キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	539円00銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料

金の半額といたします。

ii (2) イ (ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	396円00銭
------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	4円69銭
------------	-------

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

d その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(ハ) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサ

ービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	539円00銭
------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	396円00銭
------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	4円90銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	4円43銭
------------	-------

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみ

といたします。

d その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(ト) 動力従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	13円52銭
------------	--------

d その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ 高圧で供給する場合

(イ) 高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし、特別の事情がある場合で、契約者の希望があるときは、接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することができます。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	748円00銭
------------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円76銭
------------	-------

(¶) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、

力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	748円00銭
------------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	1円88銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	1円66銭
------------	-------

(八) 高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービ

ス調整) (1) 口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

ハ 特別高圧で供給する場合

(イ) 特別高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は、1 供給地点につき、1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。)が原則として 2,000 キロワット以上である場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は、1 供給地点につき、1 接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。)に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト または 70,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) 口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものと

し、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	572 円 00 銭
-------------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	85 銭
-------------	------

(d) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト または 70,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調

整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、まったく電気を使用しないとき（予備送電サービスによって電気を使用したときを除きます。）に限り、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	572円00銭
------------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1 キロワット時につき	87銭
-------------	-----

ii 夜間時間

1 キロワット時につき	80銭
-------------	-----

(八) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト または 70,000 ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユ

ニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	10円22銭
------------	--------

二 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のとおりといたします。

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 分割接続供給の場合は、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を、(イ)に準じて算定いたします。また、それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし、その供給地点において、いずれかの契約者に係る接続送電サービスにおいて、まったく電気を使用しない場合は、当該接続送電サービスについては、その1月の力率を85パーセントとみなします。

(ハ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

- (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後1年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。
- (ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後1年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
- (ニ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
- (ホ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
- (ヘ) 33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後1年に満たないときの取扱いは、(ロ)および(ハ)に準ずるものといたします。
- (4) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い
高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受

け、契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

$$\text{ピークシフト割引額} = \text{次に定める割引単価} \times \text{ロのピークシフト電力}$$

ピークシフト電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合	635円80銭 486円20銭
-----------------------	--------------------------	--------------------

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続サービス料金に加算したものをその月の接続サービス料金として算定いたします。

20 臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

契約使用期間が 1 年未満の場合において、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて、33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために、1 供給地点につき、1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次の a または b により、臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電流

(a) 臨時接続送電サービス契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は、臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 臨時接続送電サービス契約容量

(a) 臨時接続送電サービス契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機

器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(¶) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a) によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

b 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

□ 高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、1 供給地点につき、1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）を定めます。

なお、分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は、それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて、33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために、1 供給地点につき、1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その

総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次のとおりといたします。ただし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円22銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	6円22銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	62円12銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	62円12銭

(ロ) 電灯臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できること。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円51銭
------------	-------

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 1キロワット1日につき	92円14銭
----------------------------	--------

d その他

当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(二) 動力臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ、50キロワット未満であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増したものと適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	5円62銭
------------	-------

□ 高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(¶) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによつて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによつて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて、まったく電気を使用しないときに限り、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2円11銭
------------	-------

ハ 特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といいます。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といいます。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト または 30,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト または 70,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）(3)ハ(イ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いた

します。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、33（料金の算定）(13)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る臨時接続送電サービスにおいて、まったく電気を使用しないときに限り、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円01銭
------------	-------

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。

ホ その他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし、19（接続送電サービス）(4)は、適用いたしません。

21 予備送電サービス

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で、19（接続送電サービス）を利用する契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービス B

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値、供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし、受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし、契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で、契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は、発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、契約者または発電契約者と当社との協議により、受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点における予備送電サービスによって使用された電気の電力量は、接続送電サービスによって使用された電気の電力量とみなします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用された電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ 予備送電サービス A

予備送電サービス契約電力1キロワットにつき	高圧で供給する場合	97円90銭
	特別高圧で供給する場合	93円50銭

ロ 予備送電サービス B

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	151円80銭
	特別高圧で供給する場合	124円30銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上、供給地点における予備送電サービスによって使用された電気の電力量は、原則として接続送電サービスによって使用された電気の電力量とみなします。

(5) その他

イ 予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ 受電地点の予備送電サービスは、他の発電量調整供給契約等と共に用することができます。

ハ 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、予備電線路の利用を希望される場合は、原則として、それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし、それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは、(1), (2), (3), (4), (5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また、この場合は、33（料金の算定）(14)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし、当該予備送電サービスの取扱いは、(1), (2), (3), (4), (5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

22 系統連系受電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし、当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2) 系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は、次によって受電地点ごとに、発電バランスンググループごとに定めます。

イ 発電場所が1発電バランスンググループに属している場合

(イ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力といたします。

(ロ) (イ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

ロ 発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(イ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比でん分してえた値といたします。

(ロ) (イ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比でん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比でん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

ハ イおよびロにおいて、系統連系受電課金対象電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。

(イ) 臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）1キロワット

(ロ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

ただし、接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は、0.5キロワットとみなし、15アンペアの場合は、1.5キロワットとみなします。

(ハ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペア

(ニ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1 キロボルトアンペア

ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 附則3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）1 キロワット

(3) 系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は、受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は、半額といたします。

系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	93円47銭
-------------------------	--------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28銭
-------------	-----

ハ 系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は、基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引A」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以

下「系統設備効率化割引B」といいます。)とし、受電地点ごとに、発電バランスンググループごとに、次により算定いたします。

(イ) 適用

a 系統設備効率化割引A

受電地点について当社が選定した変電所等(以下「連系変電所等」といいます。)が割引対象変電所等(別表2〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分A-1, A-2またはA-3に該当する変電所等といいます。)の場合に適用いたします。

なお、連系変電所等は、あらかじめ発電者にお知らせいたします。

b 系統設備効率化割引B

低圧または高圧で受電する場合で、連系変電所等が割引対象変電所等(別表2〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分B-1またはB-2に該当する変電所等といいます。)のときに適用いたします。

なお、連系変電所等は、あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ロ) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は、aの系統設備効率化割引A単価およびbの系統設備効率化割引B単価を合計した値といいます。

a 系統設備効率化割引A単価

系統設備効率化割引Aに係る単価とし、1月につき次のとおりといいます。

(a) 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単価
	別表2(系統設備効率化割引の対象変電所等)(1)の割引区分A-1の場合	27円73銭
系統連系受電 課金対象電力 1キロワットにつき	別表2(系統設備効率化割引の対象変電所等)(1)の割引区分A-2の場合	4円92銭
	別表2(系統設備効率化割引の対象変電所等)(1)の割引区分A-3の場合	2円45銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単 価
系統連系受電 課金対象電力 1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A-1の場合	27円73銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A-2の場合	9円82銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A-3の場合	4円92銭

b 系統設備効率化割引B単価

系統設備効率化割引Bに係る単価とし、1月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単 価
系統連系受電 課金対象電力 1キロワットにつき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 B-1の場合	60円95銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 B-2の場合	21円54銭

(ハ) 系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は、(2)の系統連系受電課金対象電力に(ロ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は、半額といたします。

二 その他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

23 発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適用

発電バランスシングループにおいて、40（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ 発電量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定

規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

24 接続対象計画差対応電力

(1) 適用

40（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ 接続対象計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

25 需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適用

需要抑制バランスシンググループに適用いたします。

(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

26 給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

40（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、31（電力および電力量の算定）(22)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

40（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、31（電力および電力量の算定）(20)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、40（給電指令の

実施等) (2) 本の場合で、当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等に
もとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合
に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下
「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、40
(給電指令の実施等) (5)により補給される電気を使用されているときの翌日取
引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買
取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとし
て当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当
額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。また、
当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設
備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給
電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといた
します。

IV 料金の算定および支払い

27 料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

なお、高圧または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といいたします。また、受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は、受電地点における検針日と供給地点における検針日は、原則として同一の日といたします。

(2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかつた場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらか

じめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から、その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

(5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29 料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合、電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ 定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場

合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし、発電契約者が受電地点を新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合、電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は、イにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし、発電契約者が受電地点を新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。

30 計量

(1) 当社は、発電量調整受電電力量および最大連系電力等は、原則として、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力

量および最大需要電力等は、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお、発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは、発電契約者を通じて行ないます。

(3) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

31 電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が、調整電源に該当する場合、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、30分ごとに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間の発電量調整受電電力量は、30分ごとの発電量調整受電電力量を、受電地点ごとに、料金の算定期間（ただし、発電契約者が受電地点を消滅させる場合は、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、(4)の発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごと

に当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

□ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、(6)の接続受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

接続受電電力量は、30分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 接続供給電力

接続供給電力は、(8)の接続供給電力量の値を2倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(8) 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は、(10)の接続対象電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ 需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率} (\text{32} [\text{損失率}] \text{に定める損失率といたします。})}$$

ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により算定された値といたします。

(イ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)イを適用している場合は、次のaまたはbによって算定された値

a 1ベースラインに係る需要場所を单一とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。

$$\left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率} (\text{32} [\text{損失率}] \text{に定める損失率といたします。})} \right\} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

- (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン – 需要抑制量調整受電計画電力量

- (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率} \text{ (32 [損失率] に定める損失率といたします。)}}$$

b 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

- (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 – 需要抑制量調整受電計画電力量

- (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン – 需要抑制量調整受電計画電力量

- (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

- (d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは、次の式により算定された値といたします。

$$\frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率} \text{ (32 [損失率] に定める損失率といたします。)}}$$

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)ロを適用している場合は、次の式によって算定された値

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(11) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(12)の接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(12) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

(13) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は、(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(14) 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で、需要場所ごとに、あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ 需要抑制量調整受電計画電力量を上限として、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は、次の式によって算定された値

(イ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値

といたします。) が、ベースラインを上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = 0$$

(ロ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値 (1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。) がベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量}$$

$$= \text{ベースライン} - \left\{ \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率} (32 [\text{損失率}] \text{ に定める損失率といたします。})} \right\}$$

(ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値 (1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。) が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

ロ イ以外の場合は、次の式によって算定された値 (1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。)

$$\text{需要抑制量調整受電電力量}$$

$$= \text{ベースライン} - \left\{ \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率} (32 [\text{損失率}] \text{ に定める損失率といたします。})} \right\}$$

ただし、上式の値が負となる場合、需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

ます。

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は、(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

(17) ベースライン

ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと(15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。)に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して1ベースラインといたします。

(18) 最大連系電力等

最大連系電力等は、次のとおりといたします。

イ 低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ 高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値といたします。

(19) 最大需要電力等

最大需要電力等は、次のとおりといたします。

イ 低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

□ 高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値といたします。

なお、当社が分割接続供給を行なう供給地点における、それぞれの契約者に係る最大需要電力等は、次のとおりといたします。

(イ) 15(供給および契約の単位)(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は、それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(ロ) 15(供給および契約の単位)(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a 当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は、当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし、需要追随供給者に係る最大需要電力等は、当該供給地点における最大需要電力等から、非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b 当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は、当該供給地点における最大需要電力等とし、需要追随供給者に係る最大需要電力等は、零といたします。

(ハ) 15(供給および契約の単位)(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合
それぞれの契約者に係る最大需要電力等は、それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

- ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は、次の(イ), (ロ)および(ハ)によって算定された値といたします。
- (イ) (2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

- (ロ) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスシングループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

- a 当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
- b 40(給電指令の実施等) (2)イの場合で、原則として30分ごとの実需給

の開始時刻の 1 時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線 1 回線、変圧器 1 台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「N-1 電制」といいます。）を実施したとき。

c 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d 40（給電指令の実施等）(2)への場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

(八) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスシングループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30 分ごとに、次により算定された値といたします。

a 40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（40〔給電指令の実施等〕(2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量 - 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値

が、40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量

- 40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量

- 発電量調整受電電力量

b ファーム電源に対して、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（40〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量 - 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給

電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)による出力抑制対象電力量とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

$$\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} \\ & - 40 \text{ (給電指令の実施等) (2)による出力抑制対象電力量} \\ & - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

c ノンファーム電源であり、かつ、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)による出力抑制対象電力量を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

$$\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)による出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)による出力抑制対象電力量とし、40（給電指令の実

施等) (2) トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

$$\begin{aligned} \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ = & \text{発電量調整受電計画電力量} \\ - & 40 \text{ (給電指令の実施等) (2) へによる出力抑制対象電力量} \\ - & \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

d 40 (給電指令の実施等) (2) ホの場合の給電指令等および 40 (給電指令の実施等) (2) への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40 (給電指令の実施等) (2) へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

40 (給電指令の実施等) (2) へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、40 (給電指令の実施等) (2) ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

$$\begin{aligned} \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ = & \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40 (給電指令の実施等) (2) へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

40 (給電指令の実施等) (2) へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40 (給電指令の実施等) (2) へによる出力抑制対象電力量とし、40 (給電指令の実施等) (2) ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量

- 40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量

- 発電量調整受電電力量

e 40 (給電指令の実施等) (2)イ, ロ, ハまたはトの場合の給電指令等, 40 (給電指令の実施等) (2)ホの場合の給電指令等および 40 (給電指令の実施等) (2)への場合の給電指令等により, 同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が, 40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量を下回る場合

40 (給電指令の実施等) (2) によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は, 次の式により算定された値とし, 40 (給電指令の実施等) (2)イ, ロ, ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および 40 (給電指令の実施等) (2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は, 零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量 - 発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が, 40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量と一致または上回り, かつ, 40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量に 40 (給電指令の実施等) (2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

40 (給電指令の実施等) (2) によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は, 40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量とし, 40 (給電指令の実施等) (2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は, 次の式により算定された値とし, 40 (給電指令の実施等) (2)イ, ロ, ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は, 零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量

- 40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量

- 発電量調整受電電力量

- (c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量に40 (給電指令の実施等) (2) ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

40 (給電指令の実施等) (2) ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40 (給電指令の実施等) (2) ホによる出力抑制対象電力量とし、40 (給電指令の実施等) (2) ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量とし、40 (給電指令の実施等) (2) イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量

- 40 (給電指令の実施等) (2) ホによる出力抑制対象電力量

- 40 (給電指令の実施等) (2) による出力抑制対象電力量

- 発電量調整受電電力量

(21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわら

ず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

$$= \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で、(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なった場合、40(給電指令の実施等)(2)イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN-1電制を実施し、給電指令時補給を行なったとき、40(給電指令の実施等)(2)ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときまたは40(給電指令の実施等)(2)への場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスシングループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、(20)ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

$$= \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

(22) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者

が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$$

(23) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$$

(24) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランスシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14)イまたはロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量}$$

$$= \text{需要抑制量調整受電計画電力量} - \text{需要抑制量調整受電電力量}$$

ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は、次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \frac{\text{需要抑制量調整}}{\text{受電計画電力量}} + \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率} (32 [\text{損失率}] \text{に定める損失率といたします。})} - \text{ベースライン}$$

(25) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランスシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14)口にかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電電力量} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(26) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表9(電力量の協定)を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。

(27) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表9(電力量の協定)を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議(分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。)によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(28) 28(検針日)(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの電力量、最大連系電力等または最大需要電力等は、別表9(電力量の協定)を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議(分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。)によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、最大連系電力等または最大需

要電力等といたします。

(29) 15（供給および契約の単位）(1)において、1需要場所または1発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することができます。

(30) その他

イ 受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし、発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により、発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で、当社が適当と認めるとときは、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合、仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は、契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお、30分ごとに、受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は、電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ 分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は、次により仕訳いたします。この場合、電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

(イ) 15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として、非需要追随供給者に係る電力量は、供給地点で計量された電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、零といたします。

b 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は、通告電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

= 供給地点で計量された電力量 - 通告電力量

(ロ) 15 (供給および契約の単位) (2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合

a 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として、非需要追随供給者に係る電力量は、供給地点で計量された電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、零といたします。

b 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は、ベース電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

= 供給地点で計量された電力量 - ベース電力量

(ハ) 15 (供給および契約の単位) (2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合
それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし、33 (料金の算定) (12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには、電力および電力量の算定上、仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

ハ 電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

(31) 計量器の故障等により電力量、最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量、最大連系電力等または最大需要電力等は、別表9 (電力量の協定) を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし、その1月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表9 (電力量の協定) (3)を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32 損失率

この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	7. 8パーセント
高圧で供給する場合	3. 4パーセント
特別高圧で供給する場合	1. 3パーセント

33 料金の算定

- (1) 送電サービス料金、系統連系受電サービス料金、発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合
- ロ 契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合
- ハ 発電契約者が受電地点を新たに設定し、受電地点からの発電量調整供給を再開し、もしくは停止し、または受電地点を消滅させる場合
- ニ 接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、予備送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、ピークシフト電力、契約受電電力、同時最大受電電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ホ 29(料金の算定期間) (1)イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の初期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- ヘ 29(料金の算定期間) (1)ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の初期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ト 29 (料金の算定期間) (2)イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

チ 29 (料金の算定期間) (2)ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

リ 分割接続供給を開始し、または解消したとき。

(2) 当社は、(1)ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チまたはリの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの料金、予備送電サービス料金、ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について、次の式により日割計算をいたします。

イ 基本料金、定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし、(1)ホ、ヘ、トまたはチに該当する場合は、

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし、(1)ホ、ヘ、トまたはチに該当する場合は、

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給

地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ニの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあつた日から適用いたします。

(4) (1)ハの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ニの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあつた日から適用いたします。

(5) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から、その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31(電力および電力量の算定)(27)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は、(5)に準ずるものといたします。この場合、(5)にいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

(7) 29(料金の算定期間) (1)ロの場合は、(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は、供給側計量期間の日数といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は、(5)に準ずるものといたします。この場合、(5)にいう検針日は、計量日といたします。

(8) 29(料金の算定期間) (2)ロの場合は、(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は、受電側計量期間の日数といたします。ただし、発電契約者が受電地点を

新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう受電側検針期間の日数は、(5)に準ずるものといたします。この場合、(5)にいう検針日は、計量日といたします。

(9) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(10) 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(2)イにより日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(11) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(2)イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み、接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

(12) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

- (イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は、その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きります。
- (ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は、その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。
- ロ 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合
- (イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は、その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。
- (ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は、その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。
- (13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。
- (14) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、予備送電サービスをあわせて適用し、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、1供給地点につき、1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34 支払義務の発生および支払期日

- (1) 日程等別料金の支払義務は、18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。
- (2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は、18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。
- (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力

料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は、特別の事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし、28（検針日）(5)の場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合、または31（電力および電力量の算定）(31)の場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。

(4) (1)の日程等別料金、(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ 56（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知した場合

(5) 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が(4)イからヘまでのいず

れかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- ロ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

- (6) 当社は、(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35 料金その他の支払方法

- (1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

- ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して

支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 発電者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 発電者の料金については、ロによって支払われる場合を除き、そのつど、発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお、引き渡しにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ 次の場合には、発電者の料金について、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。

- (イ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合
 - (ロ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で、発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。
 - (ハ) その他当社が必要と認めた場合
- ハ 発電者の料金について、支払いは、次のときになされたものといたします。
- (イ) イの場合、発電者から発電契約者に支払われたとき。
 - (ロ) ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合、発電者がその金融機関に払い込まれたとき。
- ニ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。
- なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- また、延滞利息は、原則として、発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。
- ホ 発電者の料金は、原則として、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- ヘ この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金、延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金、違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。
- なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。

- (4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。
- イ 需要抑制契約者の料金については毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。
- なお、支払いにともなう費用は、需要抑制契約者の負担といたします。
- ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して

支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ 需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 当社の料金の支払方法は、次によります。

イ 当社の料金については毎月、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。

ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36 保証金

(1) 契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認められるときは、契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、それぞれ予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(イ) 料金の支払いの延滞があった場合

(ロ) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって、31（電力および電力量の算定）(22)によって算定

された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で、接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ、41（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず、その求めに応じていただけないとき。

(八) 新たに接続供給を開始し、または契約電力等を増加される場合

- ロ 契約者は、当社があらかじめ定め、通知した期日までに保証金を預けていただきます。
- ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- ニ 当社は、接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することができます。
- ホ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ニにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は、次によります。

- イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ロ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することができます。
- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(3) 発電者の場合は、次によります。

- イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電者、新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から、系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって、または系統連系受電サービス継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けて

いただくことがあります。

- ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- ハ 当社は、系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電者の支払額に充当することがあります。
- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(4) 需要抑制契約者の場合は、次によります。

- イ 当社は、料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者、または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から、需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ロ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- ハ 当社は、需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することができます。
- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

37 連帯責任

1 接続供給契約において契約者が複数となる場合、接続対象計画差対応補給電力料金、給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金、契約超過金、違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

V 供 紿

38 記載供給等の実施

(1) 接続供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。

(イ) 契約者は、別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が 30 分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

(ロ) 契約者は、別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が 30 分ごとに別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 10（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ 15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合、9（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)c の契約者は、分割接続供給の実施に先だち、通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお、通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また、当社は、契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ヘ 契約者が口もしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ト 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給する場合を除き、契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および需要者は、当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、40（給電指令の実施等）および80（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者および需要者と別途申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ロ 契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ハ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。

(イ) 発電契約者は、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ロ) 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、原則として、口の発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト 発電契約者が口もしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表 11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、40（給電指令の実施等）および 80（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

(4) 需要抑制量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。

(イ) 需要抑制契約者は、別表 12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ロ) 需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30 分ごとに別表 12（需

要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

- ロ 需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、需要抑制契約者が通知した需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
- ハ 原則として、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表 12 (需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン) のとおりといたします。
- ニ 需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
- ヘ 需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
- ト 需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

39 受電および供給の中止

当社は、非常変災の場合および当社の供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合は、契約者および発電契約者からの受電または契約者への供給を中止することができます。

40 給電指令の実施等

- (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、38 (託送供給等の実施) (3) ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していくことがあります。

(2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することができます。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することができます。

イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は、低圧で受電または供給する場合で、(2)イ、ロ、ホ、ヘまたはトのときには、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することができます。

なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者

または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

- (4) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。
- (5) 当社は、発電量調整供給において、39（受電および供給の中止）または(2)イ、ロ、ホ、ヘまたはトの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
- (6) 当社は、発電量調整供給において、(2)ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
- (7) 当社は、(2)または(3)によって、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。
- (8) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。
- (9) 当社は、(2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対してN-1電制

を実施したときは、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「N－1電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に、N－1電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から、N－1電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN－1電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－1電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

41 適正契約の保持等

- (1) 当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (2) 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には、その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (3) 当社は、31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合、31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が著しく大きい場合、31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）、31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合、発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には、使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

42 契約超過金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したもの（ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて、33（料金の算定）(12), (13)または(14)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し、それぞれの契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と、1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(12), (13)または(14)に準じて契約超過金の調整を行ないます。

(2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として発電者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過受電電力は、次によって受電地点ごとに、発電バランスシンググループごとに定めます。

イ 発電場所が1発電バランスシンググループに属している場合

(イ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約

電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その1月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(ロ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その1月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

□ 発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(イ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(ロ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した

ときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

ハ イおよびロにおいて、契約超過受電電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。

(イ) 臨時接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。) 1キロワット

(ロ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

ただし、接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は、0.5キロワットとみなし、15アンペアの場合は、1.5キロワットとみなします。

(ハ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペア

(ニ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) 1キロボルトアンペア

ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 附則3(揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置)の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力(揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。) 1キロワット

(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については、次のとおりといたします。

イ 契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金(該当する日程等別料金がない場合は、供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。)の支払期日までに、その日程等別料金と合わせて支払っていただきます。

ロ 発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は、受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに、原則として、その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

43 力率の保持

(1) 低圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。この場合、契約者に契約者の負担で適当な調整装置を需要場所または発電場所に施設していただくことがあります。

ロ 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該供給地点の1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

44 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内もしくは需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 80（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 46（託送供給等の停止）、54（契約の廃止）または56（解約等）により必要な処置
- (6) その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

45 託送供給等にともなう協力

- (1) 発電者または需要者が次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、当社がとくに必要と認めた場合には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、当社は供給設備を変更し、または

専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ, ロ, ハまたはニに準ずる場合

(2) 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）または発電設備系統連系サービス実施要綱（特別高圧）によります。

46 託送供給等の停止

(1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 63（引込線の接続）に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、電気を使用または発電もしくは放電された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用

されたとき。

ホ 44（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 45（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で、41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

(4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることができます。

47 託送供給等の停止の解除

46（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合

で、契約者、発電契約者、発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

48 託送供給等の停止期間中の料金

46（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33(料金の算定)により日割計算をして、料金を算定いたします。

49 違約金

(1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのため料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として接続供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から、系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ 1 (適用) に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ 46 (託送供給等の停止) (2)ロ、ハまたはニの場合

(2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

50 損害賠償の免責

(1) 11 (託送供給等の開始) (2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 39 (受電および供給の中止) によって契約者からの受電または契約者への供給を中止した場合、40 (給電指令の実施等) によって発電者の発電もしくは放電を調整し、もしくは中止した場合、または40 (給電指令の実施等) によって需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要

者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 46（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または56（解約等）によって接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 46（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または56（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が56（解約等）(1)口に該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

51 設備の賠償

契約者、発電契約者、発電者または需要者が故意または過失によって、発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に、発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

52 契約の変更

- (1) 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は、II（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出させていただきます。
- (2) 契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は、次のとおりといたします。
- ただし、当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず、発電契約者から、発電設備等の検査、補修、休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は、正当な理由がない限り、契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。
- イ 契約者または発電契約者は、あらかじめ契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて、当社に申し出させていただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者が申し出た契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。
- ロ 契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力は、次の場合を除き、契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。
- (イ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は、申出を受けた日に契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。
- (ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は、契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。
- (3) 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が

接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は、次のとおりいたします。

イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。ただし、廃止申込みが口の開始申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかつたときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかつたときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ イおよびロにおける営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。

(4) 分割接続供給の場合で、いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお、分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後1年に満たない場合、9（検討および契約の申込み）(4)イ(7)a, bおよびdの事項の変更はできないものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための

処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

(6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）により供給設備の変更を希望される場合で、発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は、次のとおりといたします。

イ 事前照会の申込み

(イ) 発電契約者は、混雑緩和プロセスの概要検討（以下「概要検討」といいます。）の申込みに先だち、当社所定の様式により、混雑緩和プロセスの事前照会（以下「事前照会」といいます。）の申込みをしていただきます。

(ロ) 当社は、事前照会の申込みをいただいた後、原則として2月以内に、検討結果をお知らせいたします。

ロ 概要検討の申込み

(イ) 発電契約者は、混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち、当社所定の様式により、イ(ロ)の検討結果をお知らせした日から2月以内に、概要検討の申込みをしていただきます。

(ロ) 当社は、概要検討の申込みをいただいた後、原則として3月以内に、検討結果をお知らせいたします。

(ハ) 当社は、1受電地点1検討につき22万円を検討料として、概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ 混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金（以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」とい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは、混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき、ロ(ロ)の検討結果をお知らせした日から1月以内に、混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお、発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和プロセスへ参加を希望される場合で、混雑緩和プロセスに関する保証金を要するときは、混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき、募集開始日から2

月以内に応募をしていただきます。

また、混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

53 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が、それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者は、その旨を当社へ文書（当社所定の様式によります。）により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者、発電契約者または発電者が、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約、当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は、8（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを文書にて証明できる場合に限り、名義変更の手続きをいたします。

54 契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合、発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合、発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力していただきます。

(2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるに

もかかわらず、発電契約者または発電者から、発電設備等の検査、補修、休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は、正当な理由がない限り、(1)にかかわらず、発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

(3) 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は、56（解約等）および次の場合を除き、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または系統連系受電契約は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 分割接続供給の場合で、いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお、一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合、当社は、原則として、他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合、当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は、52（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお、この場合には、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させる

ための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

(6) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

55 供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、接続供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし、分割接続供給の場合は、供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 低圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加され

たことにともない新たに施設した供給設備について、73(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、増加後に廃止しようとされる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、73(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、aおよびbにかかわらず精算いたしません。

d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、a、bおよびcに準ずるものといたします。

(ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電

サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、73(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と、既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、増加後に廃止しようとされる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または予備接続送電サービス契約電力の增加分と残余分の比であん分したものといたします。

b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、73(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と、既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c 分割接続供給の場合は、aおよびbにかかわらず、次のとおりといたします。

(a) 契約者が、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社は、契約者が、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用し

た場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、73(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者と精算いたします。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比でん分したものといいます。

(b) 契約者が、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、73(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者と精算いたします。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比でん分したものといいたします。

(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33(料金の算定)(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、1供給地点につき、1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33(料金の算定)(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ハ) 19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者 (19 [接続送電サービス] (2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19 [接続送電サービス] (2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。)が、需要場所における受電設備等を新たに設定し、または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降1年に満たないで接続送電サービス契約電力を廃止し、または19(接続送電サービス) (2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は、(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは、需要場所における受電設備等を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

- (イ) 発電契約者が契約受電電力、同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを廃止しようとされる場合で、新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには、その諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (ロ) 発電契約者が契約受電電力、同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合で、当社の供給設備のうち契約受電電力、同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには、その諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。
- なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

56 解約等

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお、系統連系受電契約を解約した場合には、当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が口に該当する場合は、その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることができます。

イ 46（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者、発電契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(イ) 料金が支払期日を経過してなお支払われない場合

(ロ) 発電契約者と当社が、発電者の料金、延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ハ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ニ) 料金以外の債務を支払われない場合

(ホ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、41（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

- (イ) 8 (契約の要件) を欠くに至った場合
 - (ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
 - (ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
 - (ニ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
 - (ホ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。
 - (エ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合
 - (ト) その他この約款に反した場合
- (2) 分割接続供給の場合で、一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは、当社は、原則として、他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合、当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は、52 (契約の変更)(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。
- (3) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。
- この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され、または廃止するものといたします。
- (4) 発電者がその発電場所において、その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。
- この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。
- (5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており、かつ、発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で、系統連系受電契約を解

約したときは、当該発電契約者からの申出がない場合であっても、発電量調整供給契約を変更していただくものとし、当社は、その旨を発電契約者に通知いたします。

なお、発電契約者と同一の者である発電者の場合は、当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

(6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また、分割接続供給の場合は、当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。）が(1)によって解約されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

57 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 受電方法および供給方法ならびに工事

58 受電地点、供給地点および施設

(1) 受電地点

イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、発電契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(イ) 山間地、離島にある発電場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ハ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ニ) 60(地中引込線)(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ホ) その他特別の事情がある場合

(2) 供給地点

イ 接続供給の場合

(イ) 供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの

電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d 60（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

e その他特別の事情がある場合

□ 振替供給の場合

供給地点は、会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備 ((3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。) は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。

59 架空引込線

(1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。

(2) 引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

- (3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引入口配線」といいます。）は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。
- (4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。
- (5) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。
- イ 当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引入口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
- ロ イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

60 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。
- イ 発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点
- ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。

イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きよ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。

この場合、当社は、68（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)、(4)または71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

61 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1発電場所または1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することができます。

イ 当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

62 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を受電または供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を受電または供給いたします。

この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

63 引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

64 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、契約受電電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は69（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合、原則として屋外といたします。）とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を契約者または発電契約者から申し受けます。
- (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を発電契約者から申し受けます。

65 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を契約者から申し受けます。

66 通信設備等の施設

- (1) 給電指令上必要な次の通信設備等の施設については、それぞれ次のとおりといたします。
- イ 保安通信用電話設備等
契約者または発電契約者の負担により、契約者または発電契約者で施設していただきます。
なお、この場合の保安通信用電話設備等は、当社の指定する仕様とし、無償で使用させていただきます。
- ロ 系統連系技術要件に定めるN－1電制の実施に必要な装置は、発電契約者で施設していただきます。
なお、施設等に要した費用の実費について、当社から発電契約者にお支払いいたします。

ハ 納電情報伝送装置および信号端局装置等

- (イ) 原則として当社の所有とし、当社で施設いたします。この場合、当社は、
69（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。ただし、N-1電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。
- (ロ) 施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、発電者または需要者と当社との協議により定めます。
- なお、施設場所および必要な電源は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。
- (2) 当社の通信設備等と契約者または発電契約者の通信設備等との接続点は、原則として発電場所内および需要場所内の地点とし、当該構内の当社通信線路が最短距離となる場所を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし、山間地、離島等の特殊な発電場所から電気を受電する場合、その他特別の事情がある場合は、契約者または発電契約者と当社との協議により、発電場所および需要場所以外の地点を通信設備等の接続点とすることがあります。
- (3) 当社の変電所等から接続点に至るまでの通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- (4) 契約者または発電契約者の希望によって、通信設備等の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

67 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については68（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を、供給地点への供給設備については71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。
- イ 契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合
- ロ 45（託送供給等にともなう協力）の場合
- ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所、需要場所お

よりその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適當と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) (2)において、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。
- (4) (1)および(2)において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。
- (5) 当社は、供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。
- イ 2以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。
- ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

VIII 工事費の負担

68 受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

- イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表 14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
- ロ VIII（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、VIII（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

- イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

- (イ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額
なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。
- (ロ) 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ハ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であつて、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、a および b の金額

a 当該供給設備の工事費のうち、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強および事業者の費用負担等の在り方に関する指針」にもとづき算定した金額

ただし、託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150729資第13号認可）67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)a ただし書の適用を受ける場合は、ただし書により算定した金額といたします。

b 発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、a にかかわらず、次の金額

新規契約受電電力1キロワットにつき	2,860円00銭
-------------------	-----------

ロ 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）または66（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ 混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は、イにかかわらず、その工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担

等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ハ 45（託送供給等にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、(2)イ(イ)、(ロ)および(3)にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費((2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。)を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

(1)、(2)、(3)および(4)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

また、標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(イ) 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ロ) 諸掛りには、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。

(ハ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが、登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

(ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

- (ホ) 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。
- (ヘ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。
- ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。
- ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
- (イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

- (ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合
- $$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$
- ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。
- ホ (2)イ(ハ)の場合、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。なお、ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。
- ヘ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

- (6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし、2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の発電

契約者のうち 1 の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による 1 申込みとみなして算定いたします。

□ 2 以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

(7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、(1), (2) または(4)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、(2)の場合に準じて算定いたします。

69 受電用計量器等の工事費負担金

(1) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(2) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに給電情報伝送装置および信号端局装置等を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

70 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力等を増加される場合で、これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

71 供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ 低圧または高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときは、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区分	単位	金額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,950円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

(ロ) 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

a 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、(1)イ(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

b 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については、

共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といいたします。

- (ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の
(イ)の超過こう長は、次により算定いたします。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といいたします。

b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といいたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$\begin{aligned} & \text{架空供給側接続設備の} & \text{地中供給側} & \text{地中供給側} \\ = & \text{工事こう長} & - (\text{接続設備の} & - \text{接続設備の}) \\ & & \text{無償こう長} & \text{工事こう長} \\ & \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

□ 特別高圧で供給する場合

- (イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a 工事費

(a) 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新增加接続	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給する場合	561円00銭
送電サービス	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給する場合	176円00銭
契約電力 1キロワットにつき	標準電圧 140,000 ボルトで供給 する場合	88円00銭

なお、標準電圧 20,000 ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 15 パーセントといたします。

また、標準電圧 20,000 ボルト、30,000 ボルト、60,000 ボルト、70,000 ボルトまたは 140,000 ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は、その工事費の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新增加接続	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給する場合	638円00銭
送電サービス	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給する場合	561円00銭
契約電力 1キロワットにつき	標準電圧 140,000 ボルトで供給 する場合	220円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。

また、標準電圧 20,000 ボルト、30,000 ボルト、60,000 ボルト、70,000 ボルトまたは 140,000 ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は、その工事費の全額といたします。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	5, 500円00銭
------------------------------	------------

(ロ) 契約者が新たに接続供給を開始され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設する供給側接続設備とみなします。

ハ 19(接続送電サービス)(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この(1)の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。
ニ 次の言葉は、VIII(工事費の負担)の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点(送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。)から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ロ) 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 低圧で供給する場合、VIII(工事費の負担)の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。

(イ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ロ) 契約電力

(ハ) 契約電流

(ニ) 契約容量

なお、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるとときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。）には、VIII（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

（2）供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

（イ）契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、（1）の工事費負担金を申し受けます。

ただし、供給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で、地中供給側接続設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

（ロ）67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費

の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ロ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）または66（通信設備等の施設）によって実費を申し受けの場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ 45（託送供給等にともなう協力）によって供給地点への当社の供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。

また、標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差

し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛けを含みます。）を加えた金額といたします。

- (イ) 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
- (ロ) 諸掛けには、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。
- (ハ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが、登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。
- (ニ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。
- (ホ) 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。
- (ハ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。
- (ト) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、73（臨時工事費）に準じて算定いたします。
- ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。
- ハ (2)イ(イ)に該当し、かつ、その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるときは、イおよびロにかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)または(1)ロ(イ)aにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
- ニ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ホ 当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、(1)ロ(イ)aに準じて算定いたします。

ヘ (2)ロの場合（特別高圧で供給する場合は、標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、60,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルトで当社が供給するときに限ります。）の工事費は、次のとおりといたします。

(イ) 高圧で供給する場合

(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ロ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、(1)ロ(イ)aおよび(ロ)によって算定いたします。

なお、21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)ロ(イ)aの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト 低圧または高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるとき（ハおよびヘ(イ)の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(5) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、(2)の場合に準じて算定いたします。

(6) 分割接続供給の場合の供給地点への供給設備の工事費負担金は、(1), (2), (3)または(5)の場合に準じて算定し、双方の契約者と当社との協議のうえ、一方または双方の契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の算定上、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

72 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお、9（検討および契約の申込み）(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または52（契約の変更）(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は、系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 68（受電地点への供給設備の工事費負担金）、69（受電用計量器等の工事費負担金）、70（会社間連系設備の工事費負担金）、71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（71〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもと

づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が 5 パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は、工事費負担金を申し受けた施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共に用する供給設備として利用することができます。

なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後 3 年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって 2 以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

(4) 当社は、68（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共に用する供給設備として利用することができます。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後 3 年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって 2 以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することができます。

なお、その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される71（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（75〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

73 臨時工事費

(1) 20（臨時接続送電サービス）によって当社が供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月末満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) 分割接続供給の場合の臨時工事費は、(1)または(3)に準じて算定し、双方の契

約者と当社との協議のうえ、一方または双方の契約者から申し受けます。

- (5) 臨時工事費の精算は、72（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

74 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

- (1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

また、分割接続供給の場合は、要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ、一方または双方の契約者から申し受けます。

- (2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、系統連系保証金をお返しいたします。

また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。

- (3) 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等の費用の申受け

混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後、発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工

事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、混雑緩和プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。

75 工事費等に関する契約書の作成

当社は、契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に契約書を作成いたします。

IX 保 安

76 保安の責任

当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

77 調査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、需要者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

- イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
- ロ 接地抵抗値の測定
- ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためとするべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、需要者にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

78 調査等の委託

(1) 当社は、77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することができます。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

79 調査に対する需要者の協力

(1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したと

き、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

- (2) 当社は、77(調査)(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

80 保安等に対する発電者および需要者の協力

- (1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だち、接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者および需要者と協議を行ないます。

81 検査または工事の受託

- (1) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることができます。

- (3) 低压で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

82 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 77（調査）
- (2) 78（調査等の委託）
- (3) 79（調査に対する需要者の協力）
- (4) 81（検査または工事の受託）

附 則

1 実施期日

この約款は、2025年4月1日から実施いたします。

2 受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトまたは10,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、3,000ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に、また、10,000ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

3 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

イ 揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることができること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることができます。

(イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電

流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(¶) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、19（接続送電サービス）(3)イ(¶)c, (八)c, (二)c, (ホ)c, (八)c, (ト)c, ロ(イ)c, (¶)c, (八)c, ハ(イ)c, (¶)cもしくは(八)c, または、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(¶)c, (二)c, ロ(八)cもしくはハ(八)cの適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ(イ)または(¶)により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお、高圧または特別高圧で供給する場合で、1年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は、19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず、ロといたします。

イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(イ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、10アンペアを1キロワットと、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

$$= \text{揚水最大電力等} \times \text{揚水等損失率} + \text{その他最大電力等}$$

(¶) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします

す。

接続供給課金対象電力量

$$= \text{揚水等接続供給電力量} \times \text{揚水等損失率} + \text{その他接続供給電力量}$$

ロ 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ その他

(イ) 19(接続送電サービス) (3)イ(イ)aに該当する場合は、19(接続送電サービス) (3)イ(ロ)a、(ハ)aまたは(ニ)aにかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス(自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。)を適用いたします。

(ロ) 20(臨時接続送電サービス) (3)イ(イ)aに該当する場合は、20(臨時接続送電サービス) (3)イ(ロ)aにかかわらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ) 20(臨時接続送電サービス) (3)イ(ハ)aに該当する場合は、20(臨時接続送電サービス) (3)イ(ニ)aにかかわらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画

電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）(12), (22)および(23)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$$

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により

算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$$

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については、64（計量器等の取付け）によるものといたします。また、これに加え、(1)イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、(1)ロによって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は、30（計量）および附則6（受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することができます。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

(6) 分割接続供給の場合の取扱い

イ この特別措置の適用を希望される場合は、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、当社へ申し出ていただきます。

ロ この特別措置は、それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし、それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは、(1)および(2)に準ずるものといたし

ます。また、この場合は、33（料金の算定）(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし、当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは、(1)および(2)に準ずるものといたします。

なお、揚水等損失率は、あらかじめ1年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり、同一の値を使用するものといたします。

4 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

- (1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。
- (2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。
- (3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、52（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、契約者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第3項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 8 (契約の要件) (2)イは、適用いたしません。

ロ 発電量調整供給に係る料金は、18(料金)(2)にかかわらず、18(料金)(2)に定める料金、ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、23(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、23(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、23(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググ

ループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第 29 条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30 分ごとに算定される金額といたします。

なお、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、26（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第 3 条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30 分ごとに算定される金額といたします。ただし、40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で、ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は、40（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

この場合、26（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について、それぞれ 26（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける 30 分ごとの発電量調整受電電力量に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえら

れる金額のその1月の合計といたします。

ヘ インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) 29 (料金の算定期間)
- (ロ) 33 (料金の算定)
- (ハ) 34 (支払義務の発生および支払期日)
- (ニ) 35 (料金その他の支払方法)
- (ホ) 36 (保証金)
- (ハ) 49 (違約金)
- (ト) 56 (解約等)

ト 当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。

なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、トにかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ 契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

ル この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適

用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バランシンググループ((5)において、契約者が希望される場合を除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る料金は、18(料金)(2)にかかわらず、18(料金)(2)に定める料金および口により算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。

ハ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(イ) 29(料金の算定期間)

(ロ) 33(料金の算定)

(ハ) 34(支払義務の発生および支払期日)

(ニ) 35(料金その他の支払方法)

(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所(低圧で受電する場合に限ります。)において、イに該当する複数の発電設備等(各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また、特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。)を使用する発電場所で、契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は、当分の間、必要となるその他の供給条件は、ロからホのとおりといたします。

イ 適用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(イ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で、特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

(ロ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設

備から電気を調達する場合

ロ 供給および契約の単位

当社は、15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず、1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し、1電気方式、1引込、2計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合、当該発電場所に係る発電バランシンググループは、計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ 計量

当社は、30（計量）(1)にかかわらず、発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により、受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより、30分ごとに、発電バランシンググループごとに、電力量を仕訳いたします。この場合、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ 38（託送供給等の実施）(3)へは、適用いたしません。

ホ イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は、当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。なお、必要に応じて契約者、発電契約者および発電者に協力していただきます。

(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バラン

シングルグループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、38（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ 特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

(9) その他の事項については、発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

5 離島についての特別措置

(1) 系統連系受電サービス料金

電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービスの基本料金は、22（系統連系受電サービス）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	88円68銭
-----------------------	--------

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価、接続対象計画差対応補給電力料金単価、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)、24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)、25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)、26（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	311円20銭
------------	---------

(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、接続対象計画差対

応余剩電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剩電力料金単価については、23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)口(ハ)、24（接続対象計画差対応電力）(2)口(ハ)または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)口(ハ)にかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16円40銭
------------	--------

6 受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量、接続供給電力量、最大連系電力等および最大需要電力等は、30（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、発電量調整受電電力量、接続供給電力量、最大連系電力等および最大需要電力等は、計量された発電量調整受電電力量、接続供給電力量、最大連系電力等および最大需要電力等を、受電電圧または供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

7 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 低圧で供給する場合で、30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ、19（接続送電サービス）(2)イ(ロ)、(ハ)または20（臨時接続送電サービス）

(2)イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で、移行期間に

において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を、イに準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ 接続送電サービス契約電力

契約者が19(接続送電サービス)(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分の間、19(接続送電サービス)(2)イ(イ)にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって定めることができます。

- (2) 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。

8 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

- (1) 1発電場所において、調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、31(電力および電力量の算定)(20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、31(電力および電力量の算定)(2)イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

- (2) 1発電場所において、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランスシングループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電

契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

9 損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で、40（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、50（損害賠償の免責）(2)にかかるわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

10 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 適用範囲

契約者が次の時間帯に、19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

(イ) 軽負荷期（毎年4月1日から6月30日までの期間をいいます。）における土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、5月1日および5月2日の午前8時から午後4時までの時間

- (ロ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）
- 口 特別措置の適用申込みおよび使用の申出
- (イ) 契約者は、この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称、需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。
- (ロ) 原則として、当社が指定する期限までに、使用の申出をしていただきます。
- (ハ) 15（供給および契約の単位）(2)ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で、この特別措置の適用を希望され、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、(イ)および(ロ)に準じて、申込みおよび申出をしていただきます。
- ハ 接続送電サービス契約電力
- 接続送電サービス契約電力は、19（接続送電サービス）(2)ニによって定めた値といたします。
- なお、19（接続送電サービス）(2)ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上、この特別措置により電気を使用されたその1月の最大需要電力等は、その1月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。
- 二 接続送電サービス料金
- この特別措置により電気を使用したときの基本料金は、19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(a)、(ロ)c(a)、ハ(イ)c(a)または(ロ)c(a)における需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし、その1月にこの特別措置により電気を使用し、かつ、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は、19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(a)、(ロ)c(a)、ハ(イ)c(a)または(ロ)c(a)に準じて算定いたします。

ホ その他

- (イ) 当社は、契約者との間で、この特別措置の適用に必要となる事項について、別途覚書を締結することがあります。
- (ロ) 当社は、電気の需給状況その他によってやむをえない場合には、この特別措置の適用をしないことがあります。
- (2) 1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置
- イ 19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において、需要者が軽負荷期における土曜日の午前8時から午後4時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない、1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間、軽負荷期における土曜日の午前8時から午後4時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で、契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）(4)にかかわらず、19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
- (イ) ピークシフト割引額
- ピークシフト割引額は、19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合、19（接続送電サービス）(4)イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。
- (ロ) ピークシフト電力
- ピークシフト電力は、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
- なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。
- また、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト

電力を適正なものに変更していただきます。

(ハ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが19(接続送電サービス)(4)の取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額(19〔接続送電サービス〕(4)によつて適用したピークシフト割引額を含みます。)の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものとの月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(ニ) この特別措置の適用にともない、19(接続送電サービス)(4)ハに該当する場合であつても、19(接続送電サービス)(4)ハに定める適用後1年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議がととのつたときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19(接続送電サービス)(3)によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(イ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、19(接続送電サービス)(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合、19(接続送電サービス)(4)イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。

(ロ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、33(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、

あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ハ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

ハ 附則3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け、かつ、イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は、附則3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(2)ロまたはイ(ロ)もしくはロ(ロ)にかかわらず、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

11 再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について、電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は、受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし、9（検討および契約の申込み）(1)にもとづき受電側接続検討をいたしま

す。この場合、検討料については、選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

12 バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者、発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい、電気事業法第27条の12の11第2項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で、当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といいます。）について、当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し、かつ、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ、発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

(1) 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、1需要バランシンググループを設定することを希望されるときは、次のとおりとしていただきます。

イ 4（代表契約者の選任）にかかわらず、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、1需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし、1接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合、当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に係る当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび

協議、この約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。

- 契約者は、配電事業者と締結する接続供給契約においても、イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし、イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し、イにおいて1需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

(2) 契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で、需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは、8(契約の要件)(4)イにかかわらず、次のいずれにも該当すること。

イ 需要者(配電事業者の約款に定める需要者を含みます。)に対して、次の(イ)および(ロ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができる。

(イ) 需要抑制量(1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。)

(ロ) 需要抑制の実施頻度および時期

- イによってえられた100キロワットをこえる電気(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。)を供給しようとするものであること。

ハ 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができる。

ニ 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

ホ 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

(3) 供給および契約の単位

イ 接続供給の場合、契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググル

ープを設定していただきます。

ロ 発電量調整供給の場合、発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について、この約款で設定する発電バランスシンググループと同一の発電バランスシンググループを設定していただきます。

ハ 需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要抑制バランスシンググループと同一の需要抑制バランスシンググループを設定していただきます。

なお、需要抑制契約者は、需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕（14）イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランスシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランスシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランスシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

(4) 料金

イ 発電量調整受電計画差対応電力

発電バランスシンググループにおいて、発電量調整受電計画差対応電力の算定上、23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 適用

発電バランスシンググループにおいて、40（給電指令の実施等）（5）もしくは（6）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応電力

a 発電量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電

量調整受電電力量を含みます。) が、その 30 分の(5)口の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30 分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

b 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30 分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その 30 分の(5)口の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30 分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

口 接続対象計画差対応電力

需要バランスシングループにおいて、接続対象計画差対応電力の算定上、24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 適用

40(給電指令の実施等)(4) または配電事業者の約款にもとづき配電事業者

が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(¤) 接続対象計画差対応電力

a 接続対象計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が、その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定期則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が、その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定期則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランスシンググループにおいて、需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上、25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 適用

需要抑制バランスシンググループに適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差

対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

二 給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて、給電指令時補給電力の算定上、26(給電指令時補給電力)にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

40(給電指令の実施等)(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、(5)又により30分ごとに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ロ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

40(給電指令の実施等)(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていると

きに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、c に定める 30 分ごとの給電指令時補給電力量に d の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、(5)チにより 30 分ごとに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。ただし、40 (給電指令の実施等) (2) ホの場合で、ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは、40 (給電指令の実施等) (5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における 30 分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。また、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。

(5) 電力および電力量の算定

イ 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、31(電力および電力量の算定) (3)にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の値を 2 倍した値とし、30 分ごとに算定いたします。

ロ 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、31 (電力および電力量の算定) (4) ロにかかわ

らず、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ハ 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、31（電力および電力量の算定）(11)にかかわらず、ニの接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

ニ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、31（電力および電力量の算定）(12)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

ホ 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は、31（電力および電力量の算定）(15)にかかわらず、への需要抑制量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

ヘ 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、31（電力および電力量の算定）(16)にかかわらず、当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、別表12（需要抑制計画・

調達計画・販売計画・ベースライン) に定める当日計画の調達計画が 30 分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表 8 (発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い) (3)のとおりといたします。

ト ベースライン

ベースラインは、31 (電力および電力量の算定) (17)にかかわらず、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所 (配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。) に係る供給地点で計量される接続供給電力量 (配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。) を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所 (配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。) ごと (15 [供給および契約の単位] (1)イまたはロの場合は 1 接続送電サービスまたは 1 臨時接続送電サービスごとといたします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は、1 接続送電サービス等ごとといたします。) に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、31 (電力および電力量の算定) (20) ロにかかわらず、次の(イ)、(ロ)および(ハ)によって算定された値とし、発電バランスシンググループごとに算定いたします。

(イ) 30 分ごとに、受電地点 (配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。) で計量された電力量の合計がその 30 分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30 分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

(ロ) 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30 分ごとに、次の式により算定された値と

いたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量 - 発電量調整受電電力量

- a 当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
 - b 40（給電指令の実施等）(2)イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN-1電制（配電事業者の約款に定めるN-1電制を含みます。）を実施したとき。
 - c 40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
 - d 40（給電指令の実施等）(2)への場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
- (ハ) 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスシングループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。
- a 当社または配電事業者が40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式に

より算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といいたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といいたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量}$$

$$- 40\text{（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量}$$

$$- \text{発電量調整受電電力量}$$

- b 当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはト

によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量}$$

$$- 40 \text{ (給電指令の実施等) (2) へによる出力抑制対象電力量}$$

$$- \text{発電量調整受電電力量}$$

- c 当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり、かつ、当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式に

より算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、40（給電指令の実施等）(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量}$$

$$- 40\text{（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量}$$

$$- \text{発電量調整受電電力量}$$

- d 当社または配電事業者が40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)ヘの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補

給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量 - 発電量調整受電電力量

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量

- 40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量

- 発電量調整受電電力量

- e 当社または配電事業者が40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等、40（給電指令の実施等）(2)ホの場合の給電指令等および40（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給

に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り、かつ、40（給電指令の実施等）(2)による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

40（給電指令の実施等）(2)によって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量}$$

$$- 40 \text{ (給電指令の実施等) (2)による出力抑制対象電力量}$$

$$- \text{発電量調整受電電力量}$$

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、40（給電指令の実施等）(2)による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

40（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給

電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、40（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、40（給電指令の実施等）(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量

- 40（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量

- 40（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量

- 発電量調整受電電力量

リ 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず、30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合、40（給電指令の実施等）(2)イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN-1電制（配電事業者の約款に定めるN-1電制を含みます。）を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき、40（給電指令の実施等）(2)ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは40（給電指令の実施等）(2)ヘの場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給

を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスシングループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

$$= \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

ヌ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$$

ル 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるそ

の30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$$

ワ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、31(電力および電力量の算定)

(24)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランスシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31(電力および電力量の算定)(14)イまたはロにかかわらず、当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電計画電力量} - \text{需要抑制量調整受電電力量}$$

ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31(電力および電力量の算定)(14)ロを適用し、かつ、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は、次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \frac{\text{需要抑制量調整}}{\text{受電計画電力量}} + \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といいます。)}} - \text{ベースライン}$$

ワ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、31(電力および電力量の算定)

(25)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約

款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。) がその 30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランスシンググループごとに、30 分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31 (電力および電力量の算定) (14) 口にかかわらず、当該需要場所 (配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。) に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電電力量} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(6) 託送供給等の実施

イ 接続供給の場合、契約者は、別表 10 (需要計画・調達計画・販売計画) の需
要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力
または接続対象電力量に、配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続
対象電力量を含めていただきます。

ロ 発電量調整供給の場合、発電契約者は、別表 11 (発電計画・調達計画・販
売計画) の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力ま
たは発電量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力ま
たは発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ 需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は、別表 12 (需要抑制計画・調
達計画・販売計画・ベースライン) の需要抑制計画および調達計画・販売計画に
における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に、配電事業
者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を
含めていただきます。

(7) 解約等

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、
当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、41
(適正契約の保持等) に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・
放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには、56 (解約

等) (1)ハ(イ), (ロ), (ハ)または(ニ)にかかわらず, 接続供給契約, 振替供給契約, 発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することができます。

イ 託送供給の場合は, 8 (契約の要件) (1)を, 発電量調整供給の場合は, 8 (契約の要件) (2)を, 需要抑制量調整供給の場合は, 8 (契約の要件) (4)ロ, ハ, ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合

ロ 接続供給の場合で, 頻繁に接続対象電力量 (配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。) と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ 発電量調整供給の場合で, 頻繁に発電量調整受電電力量 (配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。) と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

二 需要抑制量調整供給の場合で, 頻繁に需要抑制量調整受電電力量 (配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。) と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(8) 発電量調整供給契約についての特別措置 (再生可能エネルギー発電設備)

イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し, 指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は, 附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]) (1)にかかわらず, 原則として, 当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で, 配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し, 特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合, 契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備, 特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は, 同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において, 契約者 (特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。) が希望されるときは, 契約者の指定する発電バランシンググループ (当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され, かつ, バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの [再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第

8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。]であるときを除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりいたします。

(イ) 発電量調整供給に係る料金は、附則4(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(5)ロにかかわらず、18(料金)(2)に定める料金、(ロ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エ

ネルギー予測誤差対応調整力確保料といいたします。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ロ) インバランスリスク料は、附則4(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(5)ホにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といいたします。)といいたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその1月の合計といいたします。

(ハ) 当社は、附則4(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(5)トにかかわらず、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。

なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。

(ニ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社または配電事業者がノンファーム電源(配電事業者の約款に定めるノンファーム電源

を含みます。) の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、(ハ)にかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ(ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。)に係るインバランスリスク料は、附則4(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(6)ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。

(9) その他の事項については、この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

13 N－1電制の実施についての特別措置

(1) 当社は、40(給電指令の実施等)(2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN－1電制を実施したときは、40(給電指令の実施等)(9)にかかわらず、N－1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から、30分ごとのN－1電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の3の4に定める回避可能費用単価(以下「回避可能費用単価」といいます。)に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－1電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2) 当社は、40(給電指令の実施等)(2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN－1電制を実施したときは、40(給電指令の実施等)(9)にかかわらず、N－1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N－1電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN－1電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エ

エネルギー特別措置法第3条第2項または第8条第1項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から、N-1電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN-1電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのN-1電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN-1電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3) 当社は、40（給電指令の実施等）(2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してN-1電制を実施したときは、40（給電指令の実施等）(9)にかかわらず、N-1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N-1電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN-1電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第2条の4にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から、N-1電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN-1電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN-1電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

14 系統連系受電サービス等についての特別措置

(1) 発電場所が、次のいずれかに該当する場合、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は、22（系統連系受電サービス）(2)ロおよびハならびに42（契約超過金）(2)ロおよびハに準じて定めます。

なお、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上、次に定める比を、22（系統連系受電サービス）(2)ロおよび42（契約超過金）(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また、発電場所がイ(ハ)に該当する場合、22（系統連系受電サービス）(3)イの基本料金および22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上、まったく発電または放電しない場合とは、1月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ 発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

- (イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

- (ロ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

- (ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され、かつ、当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で、接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

- ロ イ(イ), (ロ)または(ハ)に該当する場合で、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第4条の2第2項第9号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、発電契約者ま

たは発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2) (1)の場合で、特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず、当該契約を解約したときは、受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、系統連系受電契約は消滅するものとし、また、すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただぐるものといたします。

なお、この場合には、当社は、その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また、発電契約者と同一の者である発電者の場合は、当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

(3) 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また、複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は、当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が、(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は、当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 低圧で受電する場合で、その1月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10未満のとき、または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その1月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および42（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。

ロ 低圧で受電する場合で、その1月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10以上のとき、または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その1月の受電地点で記録型計量器により計量

された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

- (イ) 22（系統連系受電サービス）(2)イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
- (ロ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は、次のとおりといたします。
- a 42（契約超過金）(2)イ(イ)またはロ(イ)における契約超過受電電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
- b 42（契約超過金）(2)イ(ロ)またはロ(ロ)における契約超過受電電力の算定上、10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。
- (4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において、イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。
- イ 適用範囲
- 原則として、2024年3月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第9条第4項に定める認定を受け、または、再生可能エネルギー特別措置法第7条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。
- ロ 系統連系受電サービス料金等
- 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および42（契約超過金）(2)に定める契約超過金は申し受けません。
- なお、発電場所において、イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、(イ)、(ロ)または(ハ)により、イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力、系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め、系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(イ) 系統連系受電課金対象電力

a イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

なお、あん分に必要となる発電出力は、契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、契約者、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(ロ) 発電量調整受電電力量

a イの発電設備等が、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、31（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。

b イの発電設備等が、再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、31（電力および電力量の算定）(30)イただし書または附則4（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき、算定いたします。

なお、バイオマス比率は、算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(八) 契約超過受電電力

a イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といいます。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といいます。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といいます。）を下回る場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といいたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といいたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

- b イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
- (a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といいたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といいたします。

- (b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といいたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といいたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といいたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

- (5) 揚水発電設備等が設置された受電地点において、揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合、当該発電量調整供給に係る電気の電力量については、22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし、発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で、発電設備が

(4) イに定める適用範囲に該当しないときは、発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し、22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。また、発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合で、発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給するために発電または放電するときは、揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)ロ(イ)aおよび(4)ロ(ハ)aに準じて定め、(4)にかかわらず、22（系統連系受電サービス）(3)イに定める基本料金から22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ハ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および42（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けます。

(6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は、次のとおりといたします。

- イ 18（料金）(3)ロにおいて、当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。
- ロ 22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または42（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上、次のとおりといたします。
- (イ) 当社との電気の需給契約において、定額電灯または公衆街路灯A（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。
- (ロ) 当社との電気の需給契約において、公衆街路灯A（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合、公衆街路灯Aの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。
- (ハ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし、当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約

電流とみなし、当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし、当社との電気の需給契約における臨時電灯Aの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。

ハ 54（契約の廃止）(5)または56（解約等）(6)において、当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

(7) 2024年3月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で、イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は、別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間、ロまたはハといたします。

イ 近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

県	市町村
富山県	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、砺波市、舟橋村、入善町

ロ 受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が、22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の割引区分A-2およびB-2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は、22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)にかかわらず、22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の割引区分A-2およびB-2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ 受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が、22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の割引区分A-2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は、22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)にかかわらず、22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の割引区分A-2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

15 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年4月1日以降に当社供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区城市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けた需要者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。）の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては、双方の契約者から申出がある場合に限ります。）または当該災害により被害を受けた発電者（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。）の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりいたします。

なお、当社は、需要者または発電者の被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずことがあります。

- (1) 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を、18（料金）(1)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。
- (2) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間にごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受け

る場合はその適用後の基本料金といたします。) といたします。ただし、33(料金の算定) (1)イ、ロ、ニ、ホ、ヘまたはリの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(3) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたします。

(4) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後、契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき(分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が、災害により被害を受けたときの1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないとき)に限ります。)は、71(供給地点への供給設備の工事費負担金)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

(5) 契約者が、災害により被害を受けた需要者の供給地点において、再建等のため、20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、73(臨時工事費)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。

(6) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、18(料金)(1)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金、臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス

料金の割引を行ない料金を算定いたします。

- (7) 契約者が、災害により被害を受けた需要者の供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および66（通信設備等の施設）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。
- (8) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは、(9)または(10)による料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を、(2)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。
- (9) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、(8)によって算定された1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(12)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。
- (10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と、(8)によって算定された1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33（料金の算定）(13)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。
- (11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは、(12)による料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を、(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。
- (12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行

ない、かつ、予備送電サービスをあわせて適用し、(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、(11)によって算定された1供給地点につき、1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、33(料金の算定)(14)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の料金(支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。)、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、34(支払義務の発生および支払期日)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。

(14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合(他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。)には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33(料金の算定)(1)イ、ハ、ニ、トまたはチの場合は、まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし、30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

(15) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、18(料金)(3)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設

備効率化割引は適用いたしません。

別 表

1 契約設備電力の算定

(1) 契約設備電力は、原則として、電流を制限する計量器により制限される電流、電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力} = \frac{\text{制限される電流}}{\text{(アンペア)}} \times \frac{100}{\text{ボルト}} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力} = \frac{\text{電流制限器の定格電流}}{\text{(アンペア)}} \times \frac{100}{\text{ボルト}} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ 主開閉器による場合

別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2 系統設備効率化割引の対象変電所等

(1) 系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	都道府県	割引対象変電所等
A－1	-	対象なし
A－2	富山県	新富山変電所, 城端開閉所
	大阪府	東大阪変電所 (関西電力送配電株式会社)
A－3	富山県	南福光変電所
	石川県	加賀変電所
	福井県	東金津変電所
B－1	-	対象なし
B－2	富山県	泊変電所, 入善変電所, 桜井変電所, 江口変電所, 魚津変電所, 東滑川変電所, 黒部御前変電所, 高月変電所, 水橋変電所, 上市変電所, 岩瀬変電所, 針原変電所, 広田変電所, 東富山変電所, 奥田変電所, 牛島変電所, 富山変電所, 中富山変電所, 城南変電所, 南富山変電所, 掛尾変電所, 富南変電所, 小見変電所, 真川変電所, 婦中変電所, 八尾変電所, 射水変電所, 新湊変電所, 西高岡変電所, 早川変電所, 福岡変電所, 高岡変電所, 小杉変電所, 南高岡変電所, 大門変電所, 戸出変電所, 砺波変電所, 井波変電所, 福野変電所, 福光変電所, 城端変電所, 大牧変電所, 成出変電所, 氷見変電所, 沖布変電所
	石川県	輪島変電所, 穴水変電所, 七尾変電所, 能登部変電所, 津幡変電所, 大浦変電所, 鞍月変電所, 金石変電所, 北安江変電所, 浅野変電所, 北金沢変電所, 安原変電所, 東金沢変電所, 金沢中央変電所, 昭和町変電所, 増泉変電所, 大工町変電所, 泉野変電所, 西金沢変電所, 田上変電所, 長坂変電所, 額変電所, 竹松変電所, 松任変電所, 下林変電所, 川北変電所, 美川変電所, 根上変電所, 久常変電所, 鶴来変電所, 尾口変電所, 荒木田変電所, 小松変電所, 安宅変電所, 栗津変電所, 山代変電所, 山中変電所, 枯渓変電所

	福井県	丸岡変電所, 春江変電所, 西長田変電所, 松岡変電所, 荒土変電所, 勝山変電所, 友江変電所, 大野変電所, 北庄変電所, 北福井変電所, 開発変電所, 東福井変電所, 中福井変電所, 春山変電所, 橋南変電所, 南福井変電所, 成和変電所, 花堂変電所, 足羽変電所, 神明変電所, 水落変電所, 鯖江変電所, 西田中変電所, 織田変電所, 新武生変電所, 西武生変電所, 王子保変電所, 粟田部変電所, 敦賀変電所, 西敦賀変電所, 南敦賀変電所
--	-----	---

なお、系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については、原則として2028年4月1日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は、10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお、連系変電所等については、原則として2028年4月1日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても、(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても、(1)の割引区分は、イにより適用するものといたします。ただし、適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ 2024年4月1日以降、受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について、発電量調整供給の開始または変更以降、(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は、その次の(1)に定め

る系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間1回に限り、次のとおりといたします。ただし、適用される22(系統連系受電サービス)(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の 割引区分	見直し後の 割引区分	適用される 割引区分
A-1	A-1, A-2, A-3 または割引対象外	A-1
A-2	A-1	A-1
	A-2, A-3 または割引対象外	A-2
A-3	A-1	A-1
	A-2	A-2
	A-3 または割引対象外	A-3
B-1	B-1, B-2 または割引対象外	B-1
B-2	B-1	B-1
	B-2 または割引対象外	B-2

3 契約電力および契約容量の算定方法

19(接続送電サービス)(2)イ(ロ)bもしくは(ハ)または20(臨時接続送電サービス)(2)イ(イ)b(b)もしくは(ロ)bの場合の契約電力または契約容量は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乘じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流} \times \text{電圧} \times \frac{1}{1,000}$$

(アンペア) (ボルト)

なお、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧

は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電氣機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高効率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)
低効率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200パーセント	× 125パーセント

口 ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力 [キロワット]）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力 (ワット)	換 算 容 量		入力 (ワット)	
	入力 (ボルトアンペア)			
	高力率型	低力率型		
35 以下	—	160		
45 以下	—	180		
65 以下	—	230		
100 以下	250	350	出力 (ワット) × 133.0 パーセント	
200 以下	400	550		
400 以下	600	850		
550 以下	900	1,200		
750 以下	1,000	1,400		

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の 値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20 ミアンペア以下	1
		20 ミアンペア超過 30 ミアンペア以下	1.5
		30 ミアンペア超過 50 ミアンペア以下	2
		50 ミアンペア超過 100 ミアンペア以下	3
		100 ミアンペア超過 200 ミアンペア以下	4
		200 ミアンペア超過 300 ミアンペア以下	5
		300 ミアンペア超過 500 ミアンペア以下	7.5
		500 ミアンペア超過 1,000 ミアンペア以下	10
		200 ミアンペア以下	5
		200 ミアンペア超過 300 ミアンペア以下	6
100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	300 ミアンペア超過 500 ミアンペア以下	8
		500 ミアンペア超過 1,000 ミアンペア以下	13.5
		500 ミアンペア以下	9.5
		500 ミアンペア超過 1,000 ミアンペア以下	16
		500 ミアンペア以下	11
蓄電器放電式 診察用装置	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500 ミアンペア超過 1,000 ミアンペア以下	19.5
		コンデンサ容量 0.75 マイクロファラット以下	1
		0.75 マイクロファラット超過 1.5 マイクロファラット以下	2
		1.5 マイクロファラット超過 3 マイクロファラット以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。
イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力} = \frac{\text{最大定格 1 次入力}}{\text{(キロワット)}} \times 70\text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力} = \frac{\text{実測した 1 次入力}}{\text{(キロボルトアンペア)}} \times 70\text{ パーセント}$$

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 異島ユニバーサルサービス調整

(1) 異島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 異島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= \frac{(2) の離島基準単価}{(離島調整上限燃料価格 - 離島基準燃料価格) \times 1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給にかかる電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)、(ハ)および(ニ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせしたときは、(ニ)の場合を除き、その供給地点の各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

- (ハ) 定額接続送電サービスの場合は、各離島平均燃料価格算定期間に對応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。
- (ニ) 検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については、各離島平均燃料価格算定期間に對応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

- (イ) 定額制供給の場合
- a 電灯定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。
- b 電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス
離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各臨時接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。
- (ロ) 従量制供給の場合
離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の接続供給電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

- (イ) 電灯定額接続送電サービス
離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	0円00銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0円00銭0厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0円00銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0円00銭0厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0円00銭0厘
	100ワットをこえる1灯につき	0円00銭0厘
	100ワットまでごとに	
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	0円00銭0厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0円00銭0厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき	0円00銭0厘
	100ボルトアンペアまでごとに	

(ロ) 電灯臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次とおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0円00銭0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0円00銭0厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0円00銭0厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0円00銭0厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0円00銭0厘

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力 1キロワット1日につき	0円00銭0厘
-------------------------------	---------

□ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0円00銭0厘
------------	---------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

6 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

有効電力量および無効電力量の計量については、30(計量)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

(2) 有効電力量または無効電力量は、30(計量)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

7 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

□ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

8 発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は、原則として、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし、発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後ににおいて、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合、販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{発電バランシンググループごとの発電計画} \\ \text{の発電計画} \end{array} = \frac{\text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}}{}$$

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は、原則として、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

ロ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ 需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし、需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

(イ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

(ロ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、(イ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいづれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

□ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、次の(イ)または(ロ)に該当する場合は、次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合、みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は、当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランスシンググループを設定される場合の需要抑制バランスシンググループごとのみなし需要抑制計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

$$\text{需要抑制バランスシンググループごとのみなし需要抑制計画} = \frac{\text{みなし需要抑制計画の値}}{\text{計画の値}} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランスシンググループごとの需要抑制計画の合計値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ロ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

す。) を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

9 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、33(料金の算定)(1)イ、ロ、ニ、ホまたはへの場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間(以下「協定期間」といいます。)の日数を乗じた値といたします。

電灯定額 接続送電 サービス	電灯である 契約負荷 設備	10ワットまでの1灯につき	10ワット×口に定める 月別使用時間	
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20ワット×口に定める 月別使用時間	
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	40ワット×口に定める 月別使用時間	
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	60ワット×口に定める 月別使用時間	
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	100ワット×口に定める 月別使用時間	
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	100ワット×口に定める 月別使用時間	
小型機器である契約負荷設備 1機器につき			20キロワット時	
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40キロワット時	
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間	

□ 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、
415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ 過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

□ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたし

ます。

なお、この場合の計量器の取付けは、64（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

$$100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

- (イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月
 - (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし、(2)によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

- (4) 発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。

10 需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度、 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日 計画	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	30分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)			—	

(注1) 需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

(注4) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販

売分ごとの計画値を提出していただきます。

11 発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌々日 計画	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	30分ごとの発電量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の停止計画	作業の開始日時、作業の終了日時、停止内容、その他必要な項目	—	—	—	
		—	—		計画外作業	
					計画作業の変更分	

(注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

(注3) 当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所

別の発電計画もあわせて提出していただきます。

(注4) 計画外作業および計画作業の変更分については、発生のつど、すみやかに提出していただきます。

(注5) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

(注6) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌々日 計画	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	—	30分ごとの値

(注1) 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

- (注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。
- (注4) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

13 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロアラット)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量 (マイクロアラット)	使用電圧100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合といたします。)

a トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロアラット)	2極	—	—	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	—	—	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	—	—	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b その他の電動機

電動機	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力 (キロワット)	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	
コンデンサ取付容量 (マイクロアラット)	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	

□ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロワットアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上			
コンデンサ 取付容量 (マイクロアラット)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900			

□ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14 標準設計基準

(1) 適用

イ この基準は、託送供給等約款VIII（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。

□ この基準に明記していない事項については、電気設備に関する技術基準その他関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によ

ることといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、口にかかわらず技術的に適當と認められる特殊な設計によるものとし、この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧の電線路（受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は、次によります。

公称電圧 地域区分	高圧		低圧	
	3,300 ボルト	6,600 ボルト	100 ボルト	200 ボルト
都 市 域	—	300 ボルト	6 ボルト	20 ボルト
そ の 他	300 ボルト	600 ボルト	6 ボルト	20 ボルト

(ロ) 経過地

高圧または低圧の電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧の電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷分割をする場合のうち、線路の保守、保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 架空電線路を単独に施設する場合の回線数は、原則として1回線といたします。

c 併架の場合の1配電線路の回線数は、既設電線も含めて高圧線、低圧線ともそれぞれ2回線を限度といたします。

(¶) 支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(八) 標準径間

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は、40メートルから50メートルといたします。

(ニ) 支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により根入れ、電線の弛度、装柱、交差、接近、引込線、前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は、この長さ以外のものとすることがあります。

支持物の長さ（メートル）	10, 12, 14, 16
--------------	----------------

(ホ) がいし

高圧または低圧の架空電線路のがいしは、次によります。

電圧 使用箇所	引通箇所	引留箇所
高圧	高压中実がいし 高压ピンがいし	高压耐張がいし
低圧	低压ピンがいし	低压引留がいし
低圧引込	低压ピンがいし、低压引留がいし、 引込用バインドレスがいし	

(ヘ) 装柱

高圧または低圧の架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、高圧電線は水平配列、低圧電線は水平配列または垂直配列といたします。ただし、他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ト) 電線の種類および太さ

- 高圧または低圧の架空電線は、絶縁電線を使用いたします。
- 電線の太さは、許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限等

を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流(アンペア)						
			高圧絶縁電線		低圧絶縁電線			600ボルトビニル 絶縁 ビニルシースケーブル	
			電線 (架橋 ポリエチレン 絶縁電線)	屋外用 ビニル 絶縁 電線	特殊耐 熱ビニル 絶縁 電線	引込用ビニル 絶縁電線	2コより	3コより	2心
銅 よ り 線	単 線	2.0 ミリメートル						23	20
		2.6 ハイ				38	34		
		3.2 ハイ				50	44		
		4.0 ハイ		78					
		5.0 ハイ	142	103					
	より 線	8 平方ミリメートル						42	37
		14 ハイ				70	62		
		22 ハイ				92	80	79	70
		38 ハイ				130	113		
		60 ハイ		206		174	152	140	125
		80 ハイ			313				
アル ミ 線	より 線	120 平方ミリメートル	308						
		240 平方ミリメートル	512						

(1) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から技術上、経済上適正なものを選定いたします。

なお、3相電力負荷に対しては、単相変圧器2台を用いてV結線により使用いたします。

容量(キロボルトアンペア)	5, 10, 20, 30, 50, 100
---------------	------------------------

(リ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために、必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(ヌ) 耐雷施設

架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ル) 耐塩施設

塩害地域に施設する架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 施設方法

高圧または低圧の地中電線路の施設方法は、施設環境等を考慮し、技術上支障のない範囲で、管路式、暗きよ式、開きよ式または直埋式の中から選定いたします。

(ロ) ケーブルの選定

高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下および施設方法等を考慮し、次の中から選定いたします。

電圧	種類	公称断面積（平方ミリメートル）
高圧	CVT ケーブル (6, 600 ボルトトリプルックス形架橋 ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル)	22, 60, 150, 250, 325, 400
低圧	CVQ ケーブル (600 ボルト 4 コより 架橋ポリエチレン絶縁ビニル シース電力ケーブル) CV ケーブル (600 ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力 ケーブル)	60, 100, 150, 250
	VVR ケーブル (600 ボルトビニル絶縁ビニルシース電力ケーブル)	8, 14, 22

(ハ) 開閉器、路上変圧器、路上低圧分岐箱の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高圧引込開閉器は、高圧で供給を受ける需要者へπ引込により供給する場合に施設いたします。
- c 路上変圧器は、高圧から低圧への変圧が必要な場合に施設いたします。
- d 路上低圧分岐箱は、低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(3) 特別高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路の電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路とは、受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発変電所の引出口までといたします。

公称電圧(ボルト)	22,000	33,000	66,000	77,000	154,000
電圧降下の許容限度(ボルト)	2,000	3,000	6,000	7,000	14,000

(ロ) 経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、用地取得上ならびに保安、保守、系統運用上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、技術上および用地上著しく困難な場合、または経済上適当でない場合は、その他の方法によるものといたします。

□ 特別高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設を原則といたします。ただし、他の電線路との併架、電線張替等が技術上、経済上から適当と判断される場合は、これらの方針によることがあります。
- b 単独に施設する場合は、予備送電サービスの申込みがある場合を除き、原則として1回線といたします。
- c 他の電線路との併架の場合の電線路順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

(四) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として、鉄塔を使用いたします。ただし、公称電圧 33,000 ボルト以下の場合は、施設場所の状況に応じて鉄塔以外の支持物を使用することがあります。

(五) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

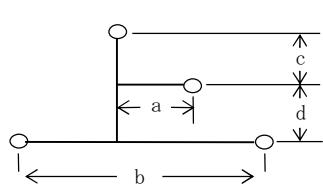
支 持 物 の 種 類	標 準 径 間
鉄 塔	150 メートル以上 350 メートル以下
そ の 他	75 メートル以上 150 メートル以下

(六) 電線間隔

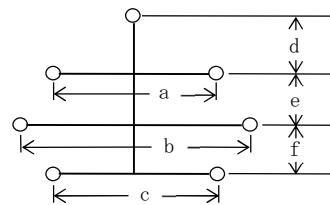
電線間隔の標準は、次のとおりといたします。ただし、線種、気象、地形条件および用地事情等により増減することがあります。

鉄塔の場合

公称電圧	1 回 線 (メートル)				2 回 線 (メートル)					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000 ボルト 以下	1.5 以上	3.6 以上	1.5 以上	1.6 以上	3.0 以上	3.6 以上	3.2 以上	1.5 以上	1.6 以上	1.6 以上
	1.6 以下	4.4 以下	2.1 以下	2.2 以下	3.2 以下	4.4 以下	3.6 以下	2.1 以下	2.2 以下	2.2 以下
66,000 ボルト または 77,000 ボルト	2.0 以上	6.0 以上	2.2 以上	2.5 以上	4.0 以上	7.2 以上	5.0 以上	2.2 以上	2.8 以上	2.5 以上
	2.9 以下	8.0 以下	4.5 以下	4.1 以下	5.8 以下	10.0 以下	7.0 以下	4.5 以下	4.1 以下	4.0 以下
154,000 ボルト	3.2 以上	8.6 以上	2.9 以上	4.2 以上	6.4 以上	10.0 以上	8.0 以上	4.6 以上	4.2 以上	3.6 以上
	4.3 以下	12.0 以下	5.5 以下	6.0 以下	8.6 以下	13.0 以下	10.0 以下	7.2 以下	6.0 以下	5.0 以下



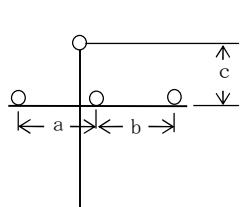
(1回線)



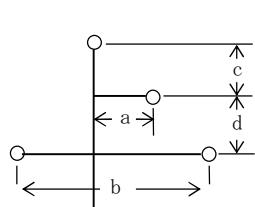
(2回線)

鉄柱、鉄筋コンクリート柱の場合

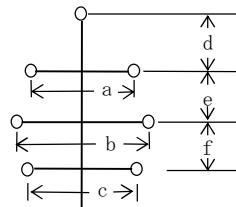
公称 電圧 ボルト 以下	間隔	1回線(メートル)							2回線(メートル)									
		水平配列			三角配列				a			b			c	d	e	f
		a	b	c	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f				
33,000 ボルト 以下		1.0	0.7	0.8 以上	0.0 以上	1.2 以上	1.4 以上	0.8 以上	1.5 以上	1.8 以上	2.2 以上	0.8 以上	1.2 以上	1.2 以上				



(1回線)



(1回線)



(2回線)

水平配列

三角配列

(ホ) がいし

a がいしは懸垂がいし、長幹がいし、ラインポストがいしを使用し、懸垂がいし一連の連結個数の標準は、次のとおりといたします。

なお、長幹がいし、ラインポストがいしを使用する場合は、これと同等の絶縁強度を有するものといたします。ただし、関連施設との協調や電線路の経過地等を考慮して、次によらないことがあります。

公称電圧	種類	250ミリメートル懸垂がいし(個)
22,000ボルト		3
33,000ボルト		3
66,000ボルト		6
77,000ボルト		6
154,000ボルト		10

b 塩じん害の予想される地域は、塩じん害対策委員会の推奨値および北陸における汚損実績を考慮して、適當数の増結またはこれに準ずる長幹がいし、ラインポストがいしを使用いたします。

c 原則として、アークホーンを取り付けます。

(^) 電線の種類および太さ

a 電線はアルミ覆鋼心アルミより線、アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線または特別高圧絶縁電線を標準といたします。ただし、保守上、機械的強度上とくに必要のある区間または腐蝕のおそれがある区間等には、特殊電線を使用することができます。

b 電線の太さは許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度等を考慮して定め、次の中から必要最小のものを使用いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係から既設架空線と協調する太さのものを使用することができます。

絶縁電線				アルミ覆鋼心 アルミより線 (ACSR/AC)		アルミ覆鋼心 耐熱アルミ合金 より線 (TACSR/AC)	
公称 断面積 (平方ミ リメートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)
120	308	240	512	160	467	160	724
				330	729	330	1,153
				410	846	410	1,349
				610	1,059	610	1,706
				810	1,251	810	2,031

(注1)架空ケーブルを使用する場合は、ハ(^)の表を適用いたします。

(注2)絶縁電線のうち、アルミ覆鋼心アルミより線は塩害地域に適用いたします。

(ト) 架空地線の施設

a 特別高圧架空電線路においては、原則として架空地線を施設いたします。

b 架空地線は、アルミ覆鋼より線を使用し、その太さは、線路の設計条件

にもとづいて、次の中から選定いたします。

公称断面積(平方ミリメートル)
22, 45, 55, 70, 90, 110

(チ) 架空電線の地表上の高さ

架空電線の地表上の最低地上高は、建造物等との離隔を考慮し、次の値を標準とします。ただし、施設場所における建造物または工作物等の状況から、この値以外とすることがあります。

地域	公称電圧 33kV以下	66, 77kV	154kV
工業地帯、商業地、市街地および人家の密集する地域、これに準ずる地域	18m	19m	20m
住宅が散在する郊外および水田地帯など近傍の市街地化が進んでいない地域	14m	15m	16m
山地・山林地域	樹種・樹高により個別設定		

(注) 上記は、想定地盤面からの高さとします。

(リ) ライントラップの施設

電力線搬送が行なわれている電線から当該電線を分岐する場合で、搬送波に悪影響を与えるとみなされるときには、その分岐点に必要な定格のライントラップを施設いたします。

(ヌ) その他

特別高圧絶縁電線を使用する電線路は、原則として次の機器を施設いたします。

a 避雷器

b 開閉型端子または開閉器

ハ 特別高圧地中電線路

(イ) 施設方法

特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きよ式によることがあります。

a 直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きよ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部で必要な場合

(ロ) ケーブルの選定

a 特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および施設方法等を考慮して、次の中から選定いたします。

公称電圧 条件	22,000 ボルト または 33,000 ボルト		66,000 ボルト		77,000 ボルト		154,000 ボルト	
種類	C Vケーブル		C Vケーブル		C Vケーブル		C Vケーブル	
	トリプルックス	単心	トリプルックス	単心	トリプルックス	単心	トリプルックス	単心
線心数	3	1	3	1	3	1	3	1
公称断面積 (平方ミリメートル)	60	400	80	600	80	400	200	200
	100	500	100	800	100	600	325	325
	150	600	150	1,000	150	800	400	400
	200	800	200	1,200	200	1,000	600	600
	250	1,000	250	1,400	250	1,200	800	800
	325	1,200	325	1,600	325	1,500	1,000	1,000
	400		400	2,000	400	1,800		1,200
	500		500	2,500	600	2,000		1,400
			600			2,500		1,500
			800					1,600
			1,000					1,800
			1,200					2,000
								2,500

b ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準ずる算定方法に施設条

件を考慮して算出いたします。

c 新設電線路のケーブルは、原則としてCVケーブルを使用いたします。

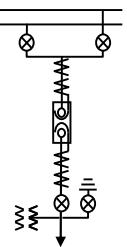
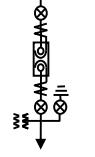
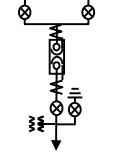
(4) 変電設備

イ 一般基準

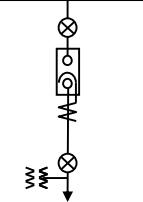
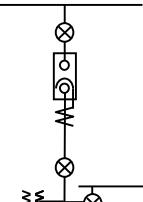
電線路の引出口設備は、その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

結線および主要機器取付台数の標準は、次のとおりといたします。

区分	結線法	機器名	台数
公称電圧 154,000 ボルト	複母線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤
公称電圧 77,000 ボルト	单母線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤
または 66,000 ボルト	複母線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤

(注) 接地装置は、原則として線路側に1台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しゃ断器の両端にも接地装置を設置することができます。

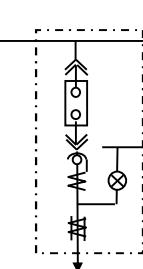
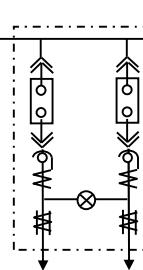
区分	結線法	機器名	台数
公称電圧 33,000 ボルト	单母線	 しや断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 1 組 1 台 1 面
または 22,000 ボルト	切替母線	 しや断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 1 組 1 台 1 面

引出形しや断器のときは断路器を省きます。

引出形しや断器のときは断路器を1組といたします。

(注) 変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。

接地装置を線路側に1台設置することがあります。

区分	結線法	機器名	台数
公称電圧 6,600 ボルト または 3,300 ボルト	補助母線付 き 	配電箱	1 個
		しや断器	1 台
		断路器	1 組
		変流器	1 組
		零相変流器	1 台
		配電盤	1 面
 引出形 しや断器		配電箱	1 個
		しや断器	1 台
		断路器	1 組
		変流器	1 組
		零相変流器	1 台
		配電盤	1 面

(凡例)

しや断器	断路器	変流器 (フッシング形)	計器用 変圧器
			
引出形 しや断器	接地装置	零相変流器	
			

ハ しや断器

- (イ) しや断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により 5 年から 10 年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しや断電流 (アンペア)	形式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	25,000, 31,500, 40,000	ガス形
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	ガス形, 真空形
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	" "
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	16,000, 25,000	" "
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	20,000, 25,000	" "
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

ニ 断路器

- (イ) 断路器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将來の系統構成は、地域の実態により 5 年から 10 年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (アンペア)	形式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	31,500, 40,000	三極単投
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	"
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	"
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	25,000, 31,500, 40,000	"
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	25,000	"
6,600 または3,300	7,200	600	12,500	"

ホ 変流器

- (イ) 変流器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

ヘ 計器用変圧器

計器用変圧器は、当社が一般的に使用しているものの中から回路電圧、使用負担に応じ、必要最小のものを選定いたします。

ト 配電盤

配電盤は、原則として電流計、しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合は、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

チ 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は、自動的に電路をしゃ断するた

めの保護装置を取り付けます。

なお、原則として、各線路には自動再閉路継電装置を施設し、必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

(5) 電力保安通信設備

イ 一般基準

(イ) 施設基準

- a 電力保安通信用電話設備は、法令の定めるところにより施設いたします。
- b 給電指令に必要となる情報伝送設備および電力系統の保護に必要となる情報伝送設備（以下「系統運用設備」といいます。）は、電力系統の運用上必要な場合に施設いたします。
- c 回線数は、電話については原則として1回線、系統運用設備については、系統運用上の重要性および装置動作の信頼性を考慮し決定いたします。

(ロ) 通信方式

電力保安通信用電話設備は、架空通信線、地中通信線または通信線搬送による電話設備のうち、技術上、経済上からみて最も適当なものを使用いたします。

(ハ) 経過地

経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるように選定いたします。

ロ 電力保安通信用電話設備

(イ) 架空通信線路

a 通信線路の施設

架空通信線路は、使用電圧が33,000ボルト以下の架空電線路への添架または架空弱電流電線路への共架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、通信線路を単独に施設する場合があります。

b 通信線の種類

架空通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル）または石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。

なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。

(ロ) 地中通信線路

a 施設方法

地中通信線路は、原則として管路式または暗きよ式によります。

b 通信線の種類

地中通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルまたはポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル），石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。

なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。

(ハ) 通信線搬送設備

a 送受信装置

(a) 原則として単通話路装置を施設いたします。

(b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。

b 通信線の種類

通信線搬送用の通信線は、(イ)および(ロ)と同様な仕様の通信線を使用いたします。

(ニ) 呼出方式

電力保安電話設備における呼出方式は原則として通話帯域内可聴信号方式といたします。ただし、地域的、設備条件によっては、ダイヤル方式または16ヘルツ呼出方式とする場合があります。

ハ 系統運用設備

(イ) スーパービジョンおよびテレメータ伝送装置は、必要伝送量に対応する量数のものを施設いたします。

(ロ) 搬送継電方式に使用する伝送装置は、保安上、技術上等の点を勘案して伝送路の種類および信号方式を決定し、施設いたします。

(ハ) その他電子応用設備については、上記に準じて施設いたします。この場合、保安上、技術上等の点を勘案して決定いたします。

二 保安装置

保安装置は、保安の必要に応じ施設いたします。

別 冊 系統連系技術要件

第1章 総 則

1 目的

この系統連系技術要件（以下「技術要件」といいます。）は、発電者および需要者の電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に連系することを可能とするために必要となる技術要件を示したものです。

2 適用の範囲

この技術要件は、発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。なお、既に系統に連系している発電設備等であっても、当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時、または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には、この技術要件を適用いたします。また、需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合についても、この技術要件を適用いたします。

3 協議

この技術要件は、系統連系に関する技術要件であり、実際の連系にあたっては、この技術要件に定めない事項も含め、個別に協議させていただきます。

第2章 発電設備等の連系に必要な技術要件（低圧）

1 電気方式

発電設備等の電気方式は、次の場合を除き、連系する系統の電気方式（交流単相2線式・単相3線式・3相3線式・3相4線式）と同一としていただきます。

- (1) 最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不balanceによる影響が実態上問題とならない場合
- (2) 単相3線式の系統に単相2線式200ボルトの発電設備等を連系する場合に、受電地点のしゃ断器を開放したとき等に負荷の不balanceにより生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策、または発電設備等を解列する対策を行なう場合

2 運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、原則として次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2ヘルツをこえ61.2ヘルツ以下

運転可能周波数　　：57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2ヘルツでは10分程度以上、57.6ヘルツでは1分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として事故時運転継続要件（以下「FRT要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ、それ以外は58.2ヘルツとし、検出时限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。
(協調が取れる範囲の最大値：2秒)

ただし、逆変換装置を用いた発電設備等でFRT要件非適用の設備については、これによりません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正值に維持する必要があるため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお、並列時許容周波数は、標準周波数 + 0.

1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0ヘルツ）といたします。ただし、離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

3 力率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とともに、進み力率とならないようにしていただきます。なお、電圧上昇を防止する上でやむをえない場合には、受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御することができるものといたします。

4 高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント、各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。なお、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、「第3章 需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）3 高調波」に準じた対策を実施していただきます。

5 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により0パーセントから100パーセントの範囲（1パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお、ウインドファームとしての運用がない風力発電所やウインドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ個別協議といたします。

また、逆潮流のある発電設備等のうち、火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成24年経済産業省令第46号、以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電

出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下、バイオマス発電設備については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし、発電出力の抑制は、停止による対応も可能といたします。なお、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ、対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

6 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち10キロワット以上の設備には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

7 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行なうため、次の考え方にもとづいて、保護協調を図ることを目的に、適正な保護装置を設置していただきます。なお、構内設備の故障に対しては、「第3章 需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）4 保護装置の設置」に準じた対策を実施していただきます。

イ 発電設備等の異常および故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する系統に事故を波及させないため、発電設備等を即時に解列すること。

ロ 連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備等が解列すること。

ハ 上位系統事故時等、連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ 事故時の再閉路時に、発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ 連系する系統以外の事故時には、発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

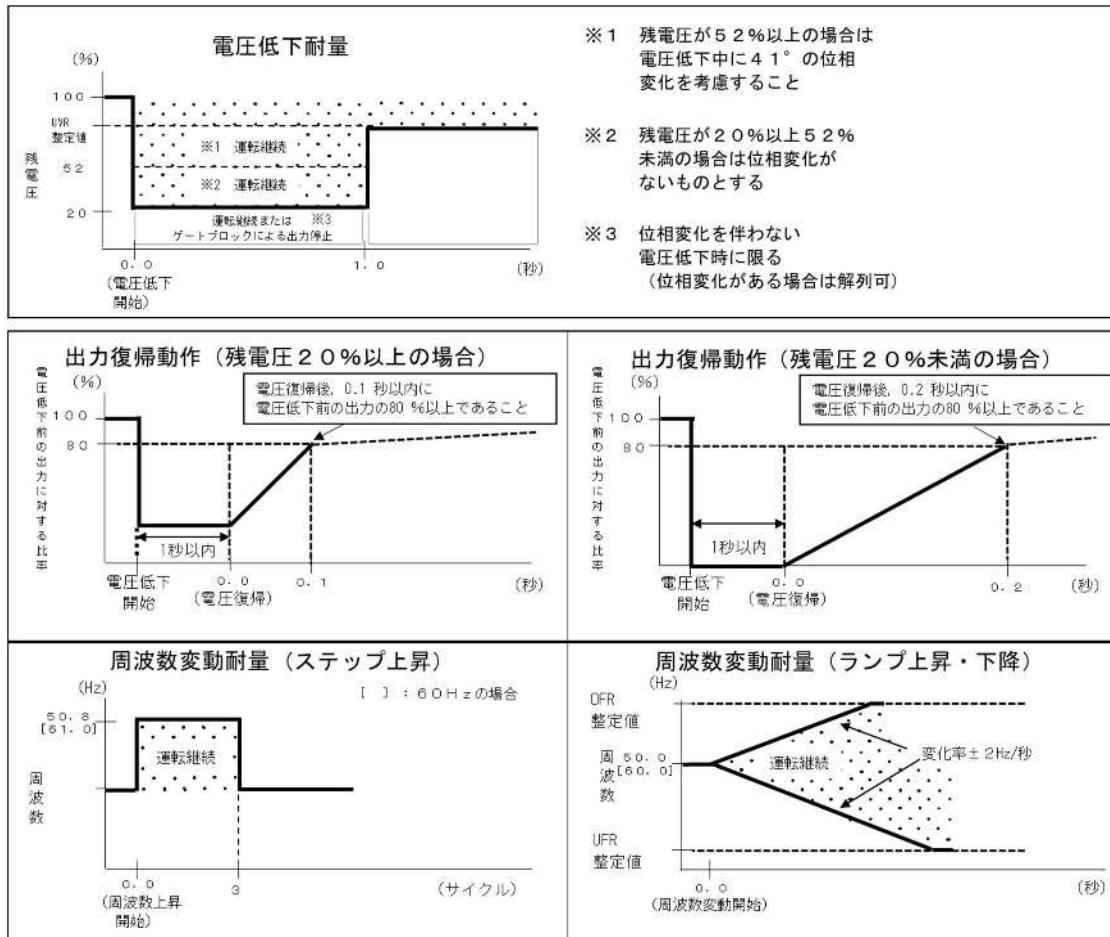
系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別毎に定められるF R T要件を満たしていただきます。なお、満たすべきF R T要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		残電圧 20%以上 (運転継続)	残電圧 20%未満 (運転継続または ゲートロック)	残電圧 52%以上・ 位相変化 41 度以下 (運転継続)	
単相	太陽光	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで復 帰	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限) 61.8Hz (周波数下限) 57.0Hz
		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで復 帰	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限) 61.8Hz (周波数下限) 57.0Hz
	蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰 (RPR が 設置される場合は出 力電力特性と RPR の 協調を図るため, 0.4 秒以内の復帰として よい。)	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで復 帰 (RPR が設置される場 合は出力電力特性と RPR の協調を図るため, 0.4 秒以内の復帰としても よい。)	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限) 61.8Hz (周波数下限) 57.0Hz
		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで復 帰	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限) 61.8Hz (周波数下限) 57.0Hz
	ガスエンジン	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで復 帰	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限) 61.8Hz (周波数下限) 57.0Hz
		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒 以内に電圧低下前の 出力の 80%以上の出 力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで復 帰	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限) 61.8Hz (周波数下限) 57.0Hz

	複数直 流入力 システィ ム	太陽光 + 蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るために、0.4秒以内の復帰としてもよい。また、負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は、出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため、0.4秒以内としてもよい。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 1.0秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 1.0秒以下 ・電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰（RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るために、0.4秒以内の復帰としてもよい。また、負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は、出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため、0.4秒以内としてもよい。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップ[°]状に+1.0Hz, 3サイクル間継続 ・ランプ[°]上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
		燃料電池 + 蓄電池 ガスエンジン + 蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップ[°]状に+1.0Hz, 3サイクル間継続 ・ランプ[°]上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	
	蓄電池					
	燃料電池					
	ガスエンジン					
三相	風力	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下継続時間 0.3秒以下 ・電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80%以上の出力まで復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップ[°]状に+1.0Hz, 3サイクル間継続 ・ランプ[°]上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz 	

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

F R T 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）



8 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

9 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 過電圧リレーは、単相 2 線式においては 1 相、単相 3 線式および 3 相 3 線式について 2 相（単相 3 線式では中性線と両電圧線間）に設置すること。
- (2) 不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは、単相 2 線式においては 1 相、単相 3 線式においては 2 相（中性線と両電圧線間）、3 相 3 線式については 3 相に設置すること。
- (3) 周波数上昇リレー、周波数低下リレーおよび逆電力リレーは、単相 2 線式、単相 3 線式および 3 相 3 線式については 1 相に設置すること。
- (4) 逆充電検出の場合は、次のとおりとすること。

- イ 不足電力リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式においては2相（中性線と両電圧線間）、3相3線式については3相に設置すること。なお、3相3線式では単相負荷がなければ3相電力の合計とすることができるものいたします。
- ロ 不足電圧リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式および3相3線式については2相（単相3線式では中性線と両電圧線間）に設置すること。

10 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

ただし、発電設備等自体の保護装置により検出できる場合は、省略することができるものといたします。

イ 発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し、時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ 発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ 同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし、発電設備の故障対策用不足電圧リレー、または過電流リレーにより、連系する系統の短絡事故が検出できる場合は、これで代用することができるものといたします。

ロ 誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し、発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し、発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4) 単独運転防止対策

単独運転防止のため、過電圧リレー、不足電圧リレー、周波数上昇リレー、周

波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。なお、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものといたします。

- イ 連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し、確実に単独運転を検出できること。
- ロ 頻繁な不要解列を生じさせないこと。
- ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

11 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 機械的な解列箇所 2 箇所
- (2) 機械的な解列箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック
- (3) 発電設備等連絡用しや断器

12 発電機運転制御装置の付加

- (1) 周波数調整のための機能

- イ 出力低下防止機能

火力発電設備およびコーチェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコーチェネレーション設備を除きます。）は、周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない、周波数 58.8 ヘルツを下回る場合は、1.2 ヘルツ低下する毎に 5 パーセント以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

13 接地方式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

14 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するため、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができるものといたします。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

15 電圧変動

- (1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正值（標準電圧 100 ボルトに対しては 101 ± 6 ボルト、標準電圧 200 ボルトに対しては 202 ± 20 ボルトといたします。）以内に維持する必要があります。なお、電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し、原則として受電点といたします。ただし、系統側の電圧が電圧上限値に近い場合、発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下する場合は、当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正值を逸脱するおそれがないことを条件として、電圧規制点を引込柱といたします。発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正值を逸脱するおそれがあるときは、進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。なお、これにより対応できない場合は、配電線増強等の対策を行ないます。

また、発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として、次に示す対策を行っていただきます。

- イ 発電設備等のパワーコンディショナーに、適正電圧範囲内で常に一定の力率（80～100 パーセント [1 パーセント刻み]）で進相運転を行う機能（力率一定制御）を有するものを用いること。
- ロ 太陽光発電設備（複数直流入力の発電設備を含みます。）については、現時点における標準的な力率値 95 パーセントに設定すること。ただし、連系点の潮

流が順潮流状態の時は、力率を100パーセントに制御してもよい。

なお、高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には、力率値を変更していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし、次に示す対策を行なっていただきます。

- イ 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、自動的に同期する機能を有するものを用いること。
- ロ 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときには、限流リクトル等を設置すること。
- ハ 同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とともに自動同期検定装置を設置すること。
- ニ 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は、自動同期検定機能を有するものを用いること。
- ホ 誘導発電機の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。
- ヘ 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は、出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な並解列や出力変動、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。なお、電圧フリッカ対策要否の判定基準例は、受電地点における電圧フリッカレベル (ΔV 10) を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は、0.23ボルト以下）に維持することといたします。

- イ 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置、配電線の

太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系とすること。

ロ 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、SVCの設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系とすること。

ハ 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は、発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより、系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には、発電設備等設置者は当社と協議のうえ、単独運転検出に影響のない範囲で、周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により、配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお、ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については、機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。

16 短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

17 過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置

単相3線式の電気方式に連系する場合であって、負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは、需要設備および発電設備等の並列点よりも系統側に、3極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。

18 発電設備等の種類

逆潮流ありの連系とすることができます発電設備等は、逆変換装置を用いた発電設

備等に限ります。ただし、逆変換装置を用いない場合でも、逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができる、他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り、逆潮流ありの連系とすることができます。

19 発電機諸元

当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。(第3者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。) なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量、定格出力、台数、定格電圧）
		力率（定格、運転可能範囲）
		単線結線図、系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカー、型式
		単独運転検出方式、整定値
		逆変換装置の容量
		F R T 要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	蓄電池、ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

20 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を

除きます。) に係る遠隔監視システムおよび制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去、影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。
- (3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い、すみやかに必要な措置を講じる必要があるため、発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置するとともに、氏名および一般加入電話番号、または携帯電話番号を通知すること。

第3章 需要設備の連系に必要な技術要件（低圧）

1 電気方式

需要設備の電気方式は、連系する系統の電気方式（交流単相2線式・単相3線式・3相3線式・3相4線式）と同一としていただきます。

2 力率

需要場所において、電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は、原則として90パーセント以上、その他の機器を使用する供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

また、進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器毎に取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

3 高調波

需要設備を設置する場合には、需要設備（フィルタ、補機類を含みます。）からの高調波流出電流を、総合電流歪み率5パーセント以下に抑制していただきます。

4 保護装置の設置

需要者は、次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他(1), (2), (3)または(4)に準ずる場合

第4章 発電設備等の連系に必要な技術要件（高圧）

1 電気方式

発電設備等の電気方式は、最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式（交流3相3線式）と同一としていただきます。

2 運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、原則として次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2ヘルツをこえ61.0ヘルツ以下

運転可能周波数 : 57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2ヘルツでは10分程度以上、57.6ヘルツでは1分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則としてFRT要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ、それ以外は58.2ヘルツとし、検出时限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2秒）

ただし、逆変換装置を用いた発電設備等でFRT要件非適用の設備については、これによりません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお、並列時許容周波数は、標準周波数+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0ヘルツ）といたします。ただし、離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

3 力率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率8.5パーセント以上とするとともに、進み力率とならないようにしていただきます。なお、電圧上昇を防止する上でやむをえない

場合には、受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率 80 パーセントまで制御することができるものといたします。

4 高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント、各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。なお、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、「第 5 章 需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）3 高調波」に準じた対策を実施していただきます。

5 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお、ウインドファームとしての運用がない風力発電所やウインドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ個別協議といたします。

また、逆潮流のある発電設備等のうち、火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下、バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし、発電出力の抑制は、停止による対応も可能といたします。なお、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ、対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

6 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、

送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

7 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行なうため、次の考え方にもとづいて、保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。なお、構内設備の故障に対しては、「第5章 需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）4 保護協調」に準じた対策を実施していただきます。

イ 発電設備等の異常および故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する系統に事故を波及させないため、発電設備等を即時に解列すること。

ロ 連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備等が解列すること。

ハ 上位系統事故時等、連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ 事故時の再閉路時に、発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ 連系する系統以外の事故時には、発電設備等は解列しないこと。

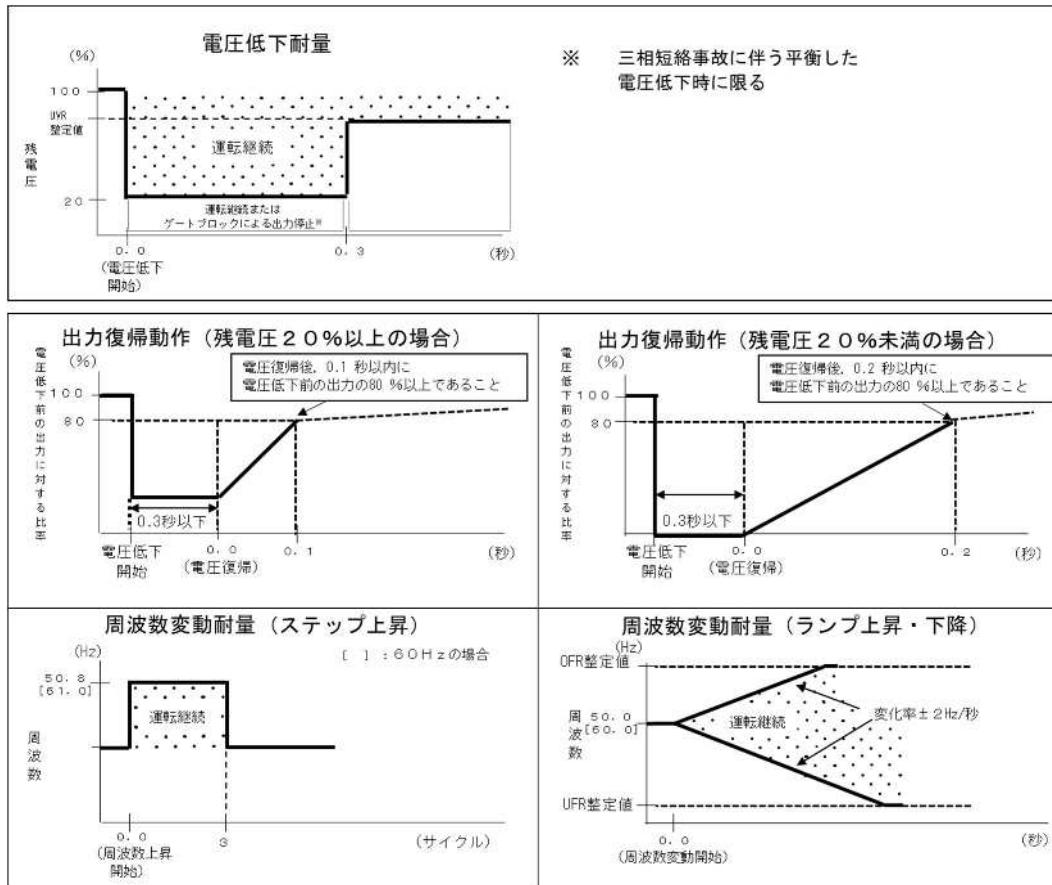
(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別毎に定められるF R T要件を満たしていただきます。なお、満たすべきF R T要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上 (運転継続)	残電圧 20%未満 (運転継続または ゲートロック)	残電圧 52%以上・ 位相変化 41 度以下 (運転継続)	
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	風力	残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し、電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰			・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰 (RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るために、0.4 秒以内の復帰としてもよい。)	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰 (RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るために、0.4 秒以内の復帰としてもよい。)	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	燃料電池※	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz
	ガスエンジン (単機出力 35kW 以下)	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ [°] 状に+1.0Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ [°] 上の±2Hz/s (周波数上限)61.8Hz (周波数下限)57.0Hz

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

F R T要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）



8 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

9 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。
- (2) 過電圧リレー、周波数低下リレー、周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは、1相設置すること。
- (3) 短絡方向リレーは、3相設置とすること。ただし、連系する系統と協調を図ることができる場合は、2相設置とができるものといたします。
- (4) 不足電圧リレーは、3相設置とすること。ただし、短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は、1相設置とができるものといたします。
- (5) 不足電力リレーは、2相設置すること。

10 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自身の保護装置により検出できる場合は、省略することができるものといたします。

イ 発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し、時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ 発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ 同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ 誘導発電機、二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し、発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため、地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧リレーを省略することができるものといたします。

イ 発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出される場合

ロ 逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって、その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合

ハ 逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって、その出力容量が 10 キロワット以下の場合

(4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合、単独運転防止のため、発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに、転送しや断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式 1 方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきま

す。ただし、専用線の場合は、周波数上昇リレーを省略することができるものといたします。なお、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものといたします。

イ 連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し、確実に単独運転を検出することができること。

ロ 頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

(5) 逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合、単独運転防止のため、逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし、専用線の場合であって、逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できる場合は、周波数低下リレーを省略することができるものといたします。

また、構内低圧線に連系する発電設備等において、その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく、単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ1方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し、発電設備等が停止、または解列する場合は、逆電力リレーを省略することができるものといたします。なお、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によるものといたします。

11 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

また、解列にあたっては、発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として半導体のみで構成された電子スイッチをしや断装置として適用することはできません。

(1) 受電用しや断器

(2) 発電設備等出力端しや断器またはこれと同等の機能を有する装置

(3) 発電設備等連絡用しや断器

(4) 母線連絡用しや断器

12 自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

13 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため、当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略することができるものといたします。

- (1) 専用線による連系であって、連系する系統の自動再閉路を必要としない場合
- (2) 転送しや断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それが別のしや断器により連系をしや断できる場合
- (3) 2方式以上の単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それが別のしや断器により連系をしや断できる場合
- (4) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し、かつ、それが別のしや断器により連系をしや断できる場合
- (5) 逆潮流がない場合であり、かつ、系統との連系に係わる保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、しや断器および制御用電源配線が2系列化されており、これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし、2系列目の上記装置については、次のうちいずれか1方式以上を用いて簡素化を図ることができるものといたします。
 - イ 保護リレーの2系列目は、不足電力リレーのみとすることができる。
 - ロ 計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合、1系列目と2系列目を兼用することができる。
 - ハ 計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合、1系列目と2系列目を兼用することができる。

14 発電機運転制御装置の付加

- (1) 周波数調整のための機能

イ 出力低下防止機能

火力発電設備およびコーチェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジ

ンを採用したコーディネレーション設備を除きます。) は、周波数 58.8 ヘルツまでは発電機出力を低下しない、周波数 58.8 ヘルツを下回る場合は、1.2 ヘルツ低下する毎に 5 パーセント以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

15 接地方式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

16 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するため、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができるものといたします。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

17 電圧変動

- (1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正值（標準電圧 100 ボルトに対しては 101 ± 6 ボルト、標準電圧 200 ボルトに対しては 202 ± 20 ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため、発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正值を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。なお、これにより対応できない場合には、配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行う等の対策を行ないます。

イ 発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには、自動的に負荷を制限する。または、適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ 発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときには、自動的に電圧を調整すること。

また、受電点および発電端の力率は、協議により決定することとするが、高圧配電線等の系統状況により個別に力率値を指定する場合には、力率値を変更すること。

この自動電圧調整の手段としては、逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により、以下の4方式等から選択することとなる。

(イ) 発電設備等を一定の遅相で運転して、一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ロ) 発電設備等を一定の進相で運転して、一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ハ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに、力率改善用コンデンサを一定値まで減じ、かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整すること。ただし、発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には、有効電力を減ずることで電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ニ) パワーコンディショナーの力率一定制御（80～100パーセント[1パーセント刻み]で進相または遅相運転）またはSVCの制御等により、受電点の力率を所定力率に調整すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし、次に示す対策を行なっていただきます。

イ 同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は、自動同期検定機能を有するもの要用いること。

ハ 誘導発電機の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧か

ら 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。

ニ 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リクトル等を設置すること。

ヘ 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は、出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施すること。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な並解列や出力変動、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。なお、電圧フリッカ対策要否の判定基準例は、受電地点における電圧フリッカレベル (ΔV_{10}) を 0.45 ボルト以下（当該設備のみの場合は、0.23 ボルト以下）に維持することといたします。

イ 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、SVC の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置、配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系とすること。

ロ 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、SVC の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行なうか、専用線による連系とすること。

ハ 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。また、連系当

初は許容できる範囲の能動信号であっても、将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって、配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり、連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため、能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより、系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には、発電設備等設置者は当社と協議のうえ、単独運転検出に影響の無い範囲で、能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により、配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。なお、ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については、機器取替や対応時期等を含めて個別協議とすること。

18 短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

19 発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。（第3者認証機関発行の認証証明書による提供も可能といたします。）なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量、定格出力、台数、定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格、最低）
		力率（定格、運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図、系統並解列箇所
構内設備		自家消費電力の最大値、最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
受電用変圧器、連系用変圧器		定格（定格容量、定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式、整定値
調相設備		定格（容量、台数）
しゃ断器		定格（しゃ断電流、しゃ断時間）
		自動同期検定装置の有無
保護装置		設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		C T 比、V T 比
誘導機	発電プラント	シーケンスブロック
		拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機+タービン）
		制動巻線の有無

電源種	設備	諸元
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率, G F 幅, C V, I C V モデルを含む）
		励磁系ブロック（A V R, P S S）
		F R T 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカー, 型式
		単独運転検出方式, 整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		F R T 要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池, ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

20 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また、電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

21 連絡体制

発電者の構内事故および系統側の事故等により、連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。）には、当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし、保安通信用電話設備は次のうちいづれかを用いることができるものといたします。

- (1) 専用保安通信用電話設備
- (2) 電気通信事業者の専用回線電話
- (3) 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話

- イ 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。
 - ロ 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
 - ハ 停電時においても通話可能なものであること。
- ニ 災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が取れるまでの間、発電設備等の解列または運転を停止すること。また、保安規程上明記されていること。

22 バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると、電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから、原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし、配電用変電所に保護装置等を設置することにより、電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合は、この限りではありません。

23 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は、電気事業法にもとづき、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去、影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。

(3) 発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること。

第5章 需要設備の連系に必要な技術要件（高圧）

1 電気方式

需要設備の電気方式は、連系する系統の電気方式（交流3相3線式）と同一としていただきます。

2 力率

供給地点における力率を、原則として85パーセント以上とするとともに、進み力率にならないようにしていただきます。

また、系統運用上必要がある場合には、進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。

3 高調波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがっていただきます。

(1) 対象となる需要者および適用時期

イ 対象となる需要者は、次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）といたします。

(イ) 6,600ボルトの系統から受電する需要者であって、その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が50キロボルトアンペアをこえる需要者

(ロ) 22,000ボルトの系統から受電する需要者であって、等価容量の合計が300キロボルトアンペアをこえる需要者

ロ イの等価容量を算出する場合に對象とする高調波発生機器は、300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ 対象者が、ロに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する場合等に適用いたします。なお、ロに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する等によって対象者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

- イ 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものとする。
- ロ 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものとする。
- ハ 対象とする高調波の次数は、40次以下とする。
- ニ 対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものとする。

(3) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数毎に、次表に示す需要者の契約電力1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は、(2)の高調波流出電流が(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力1キロワット当たりの高調波流出電流上限値

(単位：ミリアンペア)

受電電圧 (ボルト)	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
6,600	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70
22,000	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36

4 保護協調

構内設備の異常または故障に対しては、その影響を接続された系統へ波及させないため、構内設備を当該系統からしや断していただきます。

5 電圧変動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施していただきます。

6 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

第6章 発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）

1 電気方式

発電設備等の電気方式は、最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式（交流3相3線式）と同一としていただきます。

2 運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、原則として次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：58.2ヘルツをこえ61.0ヘルツ以下

運転可能周波数 : 57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2ヘルツでは10分程度以上、57.6ヘルツでは1分程度以上としていただきます。

また、周波数低下リレーの整定値は、原則として検出レベルを57.0ヘルツ、検出时限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2秒以上）

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお、並列時許容周波数は、標準周波数+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0ヘルツ）といたします。ただし、離島等系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

3 力率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし、必要な場合は当社からの求めに応じて、力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は、原則として発電設備等側からみて遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントとしていただきます。

また、逆潮流がない場合は、原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ力率 8.5 パーセント以上とするとともに、系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

なお、受電地点の力率、電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただく場合があります。

4 高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント、各次電流歪率 3 パーセント以下としていただきます。なお、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、「第 7 章 需要設備の連系に必要な技術要件（特別高压）3 高調波」に準じた対策を実施していただきます。

5 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻み）で出力（自家消費分を除くことも可能といたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお、ウインドファームとしての運用がない風力発電所やウインドファームコントローラがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ個別協議といたします。

また、逆潮流のある発電設備等のうち、火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下、バイオマス発電設備については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし、発電出力の抑制は、停止による対応も可能といたします。なお、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ、対策の内容を協議させていただきます。実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に

協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

6 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

7 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化、系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうため、次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。なお、構内設備の故障に対しては、「第7章 需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）4 保護協調」に準じた対策を実施していただきます。

イ 発電設備等の異常および故障に対しては、この影響を連系する系統へ波及させないため、発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ 連系する系統に事故が発生した場合は、原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし、再閉路方式によっては、解列が不要な場合もあります。

ハ 上位系統事故、連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には、発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ 連系する系統における事故後再閉路時に、原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ 連系する系統以外の事故時には、原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ 連系する系統から発電設備等が解列する場合には、逆電力リレー、不足電力リレー等による解列を、自動再閉路時間より短い时限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしや断を回避できる时限で行なうこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別毎に定められるF R T要件を満た

していただきます。なお、満たすべきF R T要件は次のとおりといたします。

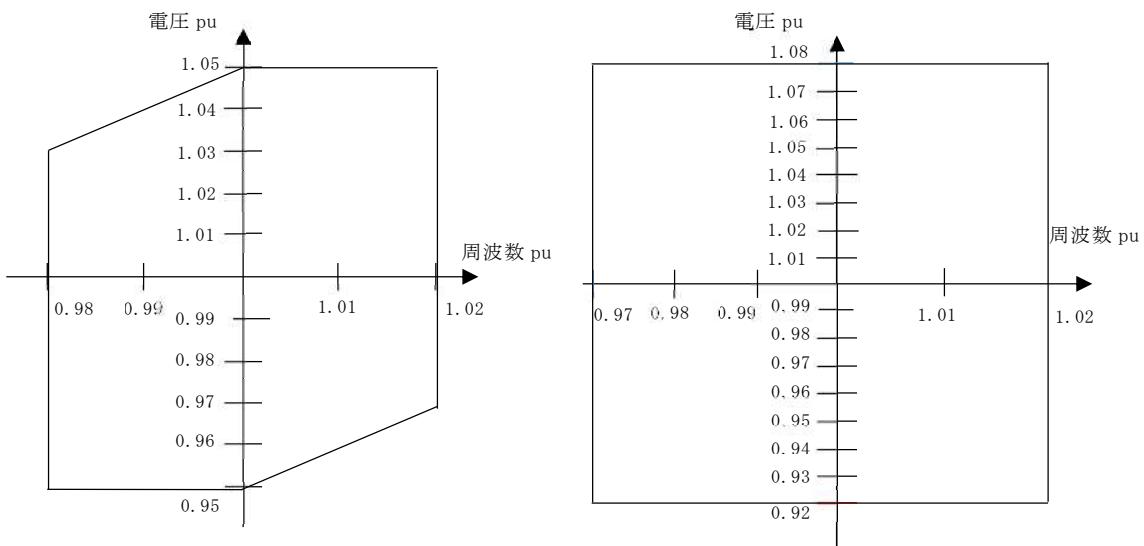
発電設備等	電圧低下			周波数変動 (運転継続)
	三相短絡を想定		二相短絡を想定	
	残電圧 20%以上 (運転継続)	残電圧 20%未満 (運転継続または ゲートブロック)	残電圧 52%以上・ 位相変化 41 度以下 (運転継続)	60Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準 ずる
	風力			
	蓄電池			
	燃料電池			
	ガスエンジン			
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準 ずる
	風力			
	蓄電池			
	燃料電池			
	ガスエンジン			

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い、電圧・周波数変動が継続する状況においても、発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため、次の端子電圧および周波数変動範囲においては、発電設備等を連続運転し、発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとしていただきます。

同期発電機、誘導発電機

逆変換装置



また、これを超える端子電圧および周波数変動においても、設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。ただし、周波数変動範囲に対しては、「第6章 発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）2 運転可能周波数・並列時許容周波数(1) 運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。

なお、電圧・周波数変動に鋭敏な需要設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

8 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自身の保護装置により検出・保護できる場合は、省略することができるものといたします。

(2) 系統側事故対策

イ 短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(イ) 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し、発電設備を解列することのできる短絡

方向リレーを設置すること。なお、当該リレーが有効に機能しない場合は、短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

(ロ) 誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に発電電圧の異常低下を検出し、発電設備等を解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。なお、この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができるものといたします。

□ 地絡保護

系統の地絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(イ) 中性点直接接地方式の系統に連系する場合は、電流差動リレーを設置していただきます。

(ロ) 中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は、地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は、地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧リレーを省略することができるものといたします。

a 発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

b 発電設備等の出力が構内の負荷より小さく、周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し、解列することができる場合

c 逆電力リレー、不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し、解列することができる場合

なお、連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても、その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって、地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は、発電者、発電設備等を系統連系する需要者の責任において、地絡過電圧リレーを設置していただきます。

(3) 単独運転防止対策

イ 逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送しや断装置を設置していただきます。また、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは、単独運転状態になった場合に系

系統電圧が定格電圧の40パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし、上記特性を有しないときは、単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。なお、必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送しや断装置を設置していただく場合があります。

また、単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり、系統電源と当該発電設備等の周波数、電圧および位相差が合致しない場合には、当社からの指令を受け、当該発電設備等をすみやかに単独系統から解列していただきます。

□ 逆潮流がない場合

単独運転防止のため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって、周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは、逆電力リレーを設置していただきます。

(4) 事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため、脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。

(5) 構内設備故障対策

構内設備故障対策として「第7章 需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）5 保護装置の設置」に準じた対策を実施していただきます。

(6) 事故除去時間

中性点直接接地系統においては、同期安定度確保、瞬時電圧低下の影響、電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため、連系点および同一電圧階級設備のしや断器、保護リレーの動作時間を次のとおりとしていただきます。

しや断器：2サイクル以内

保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2サイクル以内

なお、上記を基本とし、中性点直接接地系統以外を含め、系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

(7) その他

イ 連系する系統と同じ保護方式の保護リレーを設置する場合の主な短絡・地絡保護は次のとおりといたします。この場合、当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

電圧階級 (ボルト)	系統の 保護方式	短絡保護		地絡保護				系列数
				中性点接地方式				
		直接接地方式		抵抗接地方式				
主保護	後備保護	主保護	後備保護	主保護	後備保護	主保護	後備保護	
500,000 275,000	電流差動 リレー方式	電流差動 リレー	短絡方向 距離リレー	電流差動 リレー	地絡方向 距離リレー			2系列
154,000	電流差動 リレー方式	電流差動 リレー	短絡方向 距離リレー			電流差動 リレー	地絡方向 リレー	1系列
	方向比較 リレー方式	方向比較 リレー	短絡方向 距離リレー			方向比較 リレー	地絡方向 リレー	1系列
77,000 66,000	電流差動 リレー方式	電流差動 リレー	短絡方向 距離リレー			電流差動 リレー	地絡方向 リレー	1系列

□ 連系する系統との保護協調を考慮し、当社設備のしゃ断器と同等のしゃ断時間としていただきます。

9 再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で、自動再閉路方式を採用する場合は、連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき、必要な設備を設置していただきます。

10 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

11 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

また、解列にあたっては、発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

- (1) 受電用しゃ断器
- (2) 発電設備等出力端しゃ断器
- (3) 発電設備等連絡用しゃ断器

(4) 母線連絡用しや断器

12 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電圧リレー、地絡方向リレー、地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。
- (2) 過電圧リレー、周波数低下リレー、周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは1相設置とすること。
- (3) 不足電力リレーは2相設置とすること。
- (4) 短絡方向リレー、不足電圧リレー、短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー、短絡検出用電流差動リレー、短絡方向距離リレー、短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは3相設置とすること。

13 自動負荷制限・発電抑制

- (1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

また、系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合、または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には、自動で発電抑制もしくは発電しや断、または発電増出力（揚水しや断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。

なお、この場合、発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし、出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については、充電を停止することにより、出力変動緩和の機能を喪失することになるため、本要件の適用範囲外といたします。

- (2) あらかじめ当社が指定した送電線1回線、変圧器1台、その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電しや断（以下「N-1電制」といいます。）を実施することで、運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合、N-1電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「N-1電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して、当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して、N-1電制装置の設置を求めることがあります。この場合、正当な理由がな

い限り、発電場所へのN-1電制装置の設置およびその他N-1電制の実施に必要な対応をしていただきます。

14 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のため、発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。

ただし、逆潮流がない場合であって、電力系統との連系に係る保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、しゃ断器および制御用電源配線が相互予備となるように2系列化されている場合は、線路無電圧確認装置を省略することができるものいたします。また、この場合、次のいずれかにより簡素化を図ることができるものとします。

- (1) 2系列の保護リレーのうちの1系列は、不足電力リレーのみとすることができる。
- (2) 計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、1系列目と2系列目を兼用することができる。
- (3) 計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、1系列目と2系列目を兼用することができる。

15 発電機運転制御装置の付加

- (1) 系統安定化、潮流制御のための機能

系統安定化、潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には、次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお、設置については個別に協議させていただきます。

- イ 電圧・無効電力制御
- ロ 周波数上昇時の発電しゃ断装置
- ハ 過負荷解消制御装置
- ニ 系統安定化装置（PSS：Power System Stabilizer）
- ホ その他必要な装置

- (2) 周波数調整のための機能

火力発電設備、混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については、次の周波数調整機能を具備

していただきます。なお、その他の発電設備等については、個別に協議させていただきます。

イ 火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く）

(イ) ガバナフリー運転

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ロ) L F C（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのL F C信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ハ) 周波数変動補償機能

標準周波数±0.2ヘルツをこえた場合、系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が、出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(ニ) E D C（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ホ) 出力低下防止機能

火力発電設備およびコーチェネレーション設備（ガスタービン・ガスエンジンを採用した定格出力が60メガワット未満のコーチェネレーション設備を除きます。）は、周波数58.8ヘルツまでは発電機出力を低下しない、周波数58.8ヘルツを下回る場合は、1.2ヘルツ低下する毎に5パーセント以内の出力低下に抑える、または、一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

具体的な発電設備の性能は、次のとおりといたします。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

機能・仕様等	発電機定格出力	100 メガワット以上	
		GT および GTCC	その他の火力発電設備および 混焼バイオマス発電設備 ^{※7}
機能・仕様等	GF 調定率	5 パーセント以下	5 パーセント以下
	GF 幅 ^{※1}	5 パーセント以上 (定格出力基準)	3 パーセント以上 (定格出力基準)
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始, 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了 ^{※5}	
	LFC 幅	± 5 パーセント以上 (定格出力基準)	± 5 パーセント以上 (定格出力基準)
	LFC 変化速度 ^{※2}	5 パーセント/分以上 (定格出力基準)	1 パーセント/分以上 (定格出力基準)
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始 ^{※5}	60 秒以内に出力変化開始 ^{※5}
	EDC 変化速度 ^{※2}	5 パーセント/分以上 (定格出力基準)	1 パーセント/分以上 (定格出力基準)
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化開始 ^{※5}	60 秒以内に出力変化開始 ^{※5}
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上 (定格出力基準)	1 パーセント/分以上 (定格出力基準)
	最低出力 ^{※3※4} (定格出力基準)	30 パーセント以下 ^{※8} DSS 機能具備 ^{※6}	30 パーセント以下 ^{※8}

- ※ 1 ガスタービン発電設備およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備 (G T および G T C C) については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5 パーセント以上、他の発電機については定格出力の 3 パーセント以上を確保すること。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については別途協議させていただきます。
- ※ 2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議させていただきます。
- ※ 3 気化ガス (B O G) 処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議させていただきます。
- ※ 4 E D C / L F C 指令で制御可能な最低出力とする。ただし、停止により対応をする発電設備の場合は、この限りではありません。
- ※ 5 記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化を開始し、出力変化を完了すること。
- ※ 6 日間起動停止運転 (D S S) は、発電機解列から並列まで 8 時間以内で可能なこと。
- ※ 7 地域資源バイオマス発電設備を除く。

※8 「第6章 発電設備等の連系に必要な技術要件（特別高圧）5 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制」による。

また、周波数調整機能に必要な受信信号（E D C・L F C 指令値）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力、可能最大発電出力[G T およびG T C Cのみ]、E D C・L F C 使用／除外、周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

□ 揚水発電設備（発電方向）

(イ) ガバナフリー運転

水車の調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ロ) L F C（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのL F C信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ハ) 周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合、系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が、出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし、同等の機能を有する場合は省略することができる。

(ニ) E D C（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

具体的な発電設備の性能は、次のとおりとしていただきます。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	10 メガワット以上
機能・仕様等	GF 調定率	5 パーセント以下
	GF 幅	最低～定格出力
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始, 10 秒以内に変化量を完了 (定格出力の 5 パーセント到達にて出力変化の完了とします。) ^{※1※2}
	LFC 幅	最低～定格出力 ^{※1}
	LFC 変化速度	10 パーセント/分以上 (定格出力基準)
	LFC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始 ^{※2※3}
	EDC 変化速度	10 パーセント/分以上 (定格出力基準)
	EDC 制御応答性	10 秒以内に出力変化開始 ^{※2※3}
	EDC+LFC 変化速度	10 パーセント/分以上 (定格出力基準)

※ 1 水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議させていただきます。

※ 2 記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化を開始し、出力変化を完了すること。

※ 3 慣性モーメントが大きい発電機は個別協議といたします。

また、周波数調整機能に必要な受信信号（E D C ・ L F C 指令値、 E D C ・ L F C 運転指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力、 E D C ・ L F C 使用/除外、周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3) 早期再並列のための機能

同一受電地点に連系する定格出力の合計が 4 0 0 メガワット以上の火力（G T C C）発電設備については、送電系統の停電解消後、早期に再並列するために必要な装置を設置、または機能を具備していただきます。

(4) 電圧調整のための機能

イ 1 5 4, 0 0 0 ボルト以上の系統に連系する発電設備等は、当社が指定する電圧、無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し、有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ 7 7, 0 0 0 ボルトまたは 6 6, 0 0 0 ボルト以下の系統に連系する発電設備等においても、必要により、上記イと同等の機能を具備していただくことがあります。

16 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は、昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また、中性点接地装置の設置により、当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には、適切な対策を講じていただきます。

- (1) 154,000ボルト以下の系統に連系する場合は、必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。
- (2) 275,000ボルト以上の系統に連系する場合は、昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

17 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するため、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができるものといたします。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能有ること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

18 電圧変動

(1) 常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は、常時電圧の概ね±1から2パーセント以内を適正值とし、この範囲を逸脱しないよう、自動電圧調整装置（A V R）の設置等により、自動的に電圧を調整していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において、瞬時に発生する電圧変動に対しても、常時電圧の±2パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているも

のと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。) とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ 二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には、自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±2パーセント程度をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行なっていただきます。

ニ 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值（常時電圧の2パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いる等の対策を行なっていただきます。

ヘ 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときまたは適正值を逸脱するおそれがあるときには、次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。なお、電圧フリッカ対策要否の判定基準例は、受電地点における電圧フリッカレベル ($\Delta V 10$) を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は、0.23ボルト以下）に維持することといたします。

(イ) 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正值を逸脱するおそれがあるときには、SVCの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

(ロ) 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正值を逸脱するおそれがあるときには、SVC等を設置すること。

(3) その他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施していただきます。

19 出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって、出力変動により他者に影

響を及ぼすおそれがあるときは、出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

(1) 太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて、自動的に出力変化すること。

(2) 風力発電設備の場合

イ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、連系点での5分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。

なお、ウインドファームコントローラを有しない小規模発電所については、対策を別途協議させていただきます。

ロ 高風速時にカットアウトが予想される場合は、即座に停止しないよう、ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また、カットインが予想される場合は、徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお、具体的な発電設備の性能は、次の範囲で当社から指定する値としていただきます。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行うことがあります。

機能・仕様等	定格出力合計	10メガワット以上
		太陽光発電設備および風力発電設備
	調定率	2～5パーセント
	制御応答性	2秒以内に出力変化開始、10秒以内に変化量を完了 (出力変化量の50パーセント到達にて出力変化の完了とします。)
	不感帯	±0.2ヘルツ以下
	リザーブ量 (出力変化幅)※	0～10パーセント(定格出力基準)

※ リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として、発電出力の抑制時に使用可能なこと。

20 短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしや断器のしや断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

これにより対応できない場合には、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

21 発電機定数・諸元

連系系統、電圧階級によっては、発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策、慣性低下対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

なお、標準的な発電機の過渡リアクタンス等は、次のとおりです。

発電機定数	標準的な値（火力機）
初期過渡リアクタンス (X_d'')	0.20～0.30 [pu]※
過渡リアクタンス (X_d')	0.25～0.35 [pu]※
同期リアクタンス (X_d)	1.5～1.9 [pu]※
慣性定数 ($M=2H$)	6.0～10.0 [MW・sec/MVA]
開路初期過渡時定数 (T_{do}'')	0.02～0.05 [秒]
開路過渡時定数 (T_{do}')	5.0～8.0 [秒]

※発電機定格容量ベース

また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量, 定格出力, 台数, 定格電圧
		最低出力
		所内負荷 (定格, 最低)
		力率 (定格, 運転可能範囲)
		運転可能周波数の範囲, 運転継続時間
		単線結線図, 系統並解列箇所
		発電プラントモデル (原動機の種類, 発電機の種類)
	構内設備	電気所監視制御方式
		自家消費電力の最大値, 最小値
		総合負荷力率
		電動機容量 (高圧・低圧)
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
受電用変圧器, 連系用変圧器	定格 (定格容量, 定格電圧)	電圧フリッカの発生源と対策設備資料
		インピーダンス (タップ電圧毎, 変圧器定格容量ベース)
		励磁特性曲線
		制御方式, 整定値
	調相設備	定格容量, 台数
		制御方式, 整定値
	アクセス線 ・構内線路	インピーダンス, アドミタンス
	しゃ断器	定格 (しゃ断電流, しゃ断時間)
		自動同期検定装置の有無
保護装置	設置要素	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所

電源種	設備	諸元
		整定範囲
		整定値
		C T 比, V T 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値, 不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機+タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル, モデル構築に必要なプラン ト, 制御系の各種定数（ボイラ, タービン, 水車等）
		並解列所要時間（平常時, 事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率, G F 幅, C V, I C V モデルを含む）
		L F C・発電機出力制御ブロック
		E D C 变化速度（出力毎）
		L F C 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎, 上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）
		応答速度（超速応励磁か否か）

電源種	設備	諸元
		励磁系ブロック (A V R, P S S)
		F R T 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		O E L, U E L ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比 (kW/(m ³ /s))
逆変換 装置	発電プラント 制御装置	メーカー, 型式
		単独運転検出方式, 整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流 (大きさ, 供給時間)
		一, 二相事故時の事故電流 (大きさ, 供給時間)
		F R T 要件の適用有無
		無効電力制御方式, 整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル, モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲, 不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池, ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル, モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励 磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

22 昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては、短絡・地絡電流抑制対策、安定度維持対策、送電線保護リレー協調等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また、無電圧タップ切替器の仕様（タップ数、電圧値、調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

23 連絡体制

(1) 発電者の構内設備故障および系統側の事故等により、連系用しや断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。）には、当社の総合制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社の総合制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には、保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし、保安通信用電話設備は、33,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができるものいたします。

- イ 専用保安通信用電話設備
- ロ 電気通信事業者の専用回線電話
- ハ 次の条件を全て満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話

(イ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

(ハ) 停電時においても通話可能なものであること。

(ニ) 災害時等において当社の総合制御所等と連絡が取れない場合には、当社の総合制御所等との連絡が取れるまでの間、発電設備等の解列または運転を停止すること。また、保安規程上明記されていること。

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には、当社の中央給電指令所、総合制御所等と発電者との間に、系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合、収集する情報は、原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用しや断器の開閉状態※ ¹
	連系用しや断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用しや断器を開放する線路保護リレーの動作状態
	引込口（受電地点）の有効電力量
	電圧・無効電力の制御モード
	下り伝送異常

情報種別	情報内容
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	発電機母線の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※ ²
	発電最大能力値※ ³ （風力発電設備の場合）

※ 1 慣性把握のため、系統に慣性を供給できる同期発電機は、最小単位の発電設備 1 台毎に設置

※ 2 ナセルで計測する風向・風速

※ 3 運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし、困難な場合は運転可能な発電設備の台数

24 電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため、短い周期で時刻同期のとれた電圧、電流、電力等の計測値を連続的に記録し、当社の総合制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置、高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

25 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は、電気事業法にもとづき、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去、影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。
- (3) 発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること。

第7章 需要設備の連系に必要な技術要件（特別高圧）

1 電気方式

需要設備の電気方式は、連系する系統の電気方式（交流3相3線式）と同一としていただきます。

2 力率

供給地点における力率を、原則として85パーセント以上とするとともに、進み力率にならないようにしていただきます。

また、系統運用上必要がある場合には、進相用コンデンサの開放をお願いすることがあります。

3 高調波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがっていただきます。

(1) 対象となる需要者および適用時期

イ 対象となる需要者は、次のいずれかに該当する需要者（以下「対象者」といいます。）といたします。

(イ) 22,000ボルトまたは33,000ボルトの系統から受電する需要者であって、その施設する高調波発生機器の種類毎の高調波発生率を考慮した容量（以下「等価容量」といいます。）の合計が300キロボルトアンペアをこえる需要者

(ロ) 66,000ボルト以上の系統から受電する需要者であって、等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアをこえる需要者

口 イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は、300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ 対象者が、ロに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する場合等に適用いたします。なお、ロに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する等によって、対象者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

- イ 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大稼働率を乗じたものとする。
- ロ 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものとする。
- ハ 対象とする高調波の次数は、40次以下とする。
- ニ 対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものとする。

(3) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数毎に、次表に示す需要者の契約電力1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は、(2)の高調波流出電流が(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

(単位：ミリアンペア)

受電電圧 (ボルト)	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
22,000	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33,000	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
66,000	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
77,000	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154,000	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275,000	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

4 保護協調

構内設備の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化、系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうため、次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

- (1) 構内設備の異常および故障に対しては、この影響を連系する系統へ波及させないため、構内設備を当該系統からしや断すること。
- (2) 連系する系統に事故が発生した場合は、系統保護方式に応じて必要なときには、当該系統から構内設備をしや断すること。
- (3) 連系する系統以外の事故時には、原則として構内設備はしや断されないこと。

5 保護装置の設置

(1) 構内設備故障対策

構内設備故障時の保護のため、過電流リレーおよび地絡過電流リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため必要な場合は、母線保護リレーを設置していただきます。

(2) 系統側事故対策

系統事故時の送電線保護装置が必要となる場合は、接続する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

6 保護装置の設置場所

保護リレーは、供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

7 しや断箇所

保護装置が動作した場合のしや断箇所は、系統から構内を切り離し、事故を除去することができる連系用しや断器といたします。ただし、母線保護リレーが動作した場合は、同一母線に接続された送電線および受電用変圧器等をすべてしや断していただきます。

8 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は「第6章 発電設備等の連系に必要な技術要件(特別高圧)11 保護リレーの設置相数」に準じていただきます。

9 電圧変動・電圧フリッカ・電圧不平衡

- (1) 受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から 10 パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施していただきます。
- (2) 需要設備にアーク炉等を含み、電圧フリッカが発生するおそれがある場合には、負荷に応じた抑制対策を実施していただきます。
- (3) 大容量の単相負荷等により各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合には、供給地点における電圧不平衡率を 3 パーセント以下にしていただきます。

10 連絡体制

- (1) 需要者の構内設備故障および系統側の事故等により、連系用しや断器が動作した場合等には、当社の総合制御所等と需要者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社の総合制御所等と需要者の技術員駐在所等との間には、保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし、保安通信用電話設備は、33,000 ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。
 - イ 専用保安通信用電話設備
 - ロ 電気通信事業者の専用回線電話
 - ハ 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話
 - (イ) 需要者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、需要者の構内設備の保守監視場所に常時設置されていること。
 - (ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
 - (ハ) 停電時においても通話可能なものであること。
 - (ニ) 常用・予備線供給方式等、機器操作が極めて簡単で、系統に影響を及ぼすおそれがない方式で受電すること。
- (2) 特別高圧電線路と連系する場合には、当社の中央給電指令所、総合制御所等と需要者の間に、必要に応じ、系統運用上必要な情報が相互に交換できるようスルーバイジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合、収集する情報は原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
テレメータ	引込ロ（供給地点）の有効電力

11 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。